

障害者専用放送と情報アクセス支援の あり方に関する検討会

報 告 書

平成 20 年 3 月

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

障害者専用放送と情報アクセス支援のあり方に関する検討会

報告書目次

はじめに

第1章 放送の視聴に関する各障害者のかかえる問題点

1. 視覚障害者について	5
2. 聴覚障害者について	9
3. 知的障害者・発達障害者について	16

第2章 放送の現状と課題

1. 放送制作現場から	
NHK 大阪放送局 嘉悦 登	25
2. 技術的な動向	
NHK 放送技術研究所 坂井 忠裕	29

第3章 障害者専用放送の可能性

1. 海外の状況 韓国における視覚障害者専用放送	37
2. 障害者専用放送局（仮称）の設立に向けて	49

まとめ	65
-----	----

資料

聴覚障害者を対象にしたデジタル放送に関するアンケート結果	71
障害者専用放送と情報アクセス支援のあり方に関する検討会 委員一覧	79

■ はじめに

総務省（旧郵政省）が平成 9 年に策定した指針「字幕放送の普及目標」は、平成 19 年度（2007 年）までに、字幕付与可能な全放送番組に原則として字幕を付すことを目標としましたが、平成 18 年実績では、NHK 総合において 100%、民放キー5局においては 77.8%となっています。しかしながら、「字幕付与可能」でない番組を含めた総放送時間でみると、NHK 総合で 43.1%、民放キー5局で 32.9%という状況です。

平成 19 年に総務省が新たに策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、初めて解説放送について、平成 29（2017）年度までに NHK や地上系民放放送番組の 10%に付与するという目標が示されました。しかしながら解説放送の平成 18 年度における実績は、NHK 総合で総放送時間の 3.7%、民放キー5局で 0.3%という状況です。

なお手話放送に関しては、目標値すら定められておらず、平成 18 年度の実績は、NHK 教育で総放送時間の 2.4%、民放キー5局で 0.1%となっています。

このように、障害者に対する放送・通信バリアフリーへの努力はさらに必要とされています。

今後の放送・通信バリアフリーのあり方については、一般放送におけるバリアフリー化の推進と、これまでも取り組みが行われてきた、障害者専用放送の有効な活用という二つの側面が考えられます。

本事業では、これまで視聴覚障害の分野を中心に進められてきた、障害者関係団体による専用放送の取り組みに焦点を当て、それぞれの経験や課題、ニーズについて提示しあい、今後の障害者専用放送の方向性について検討しました。各々の取り組みの共通点や棲み分け、また連携や共同の取り組みの可能性についても模索しましたが、その検討の成果を、ここに報告書として取りまとめました。

もとよりこの問題については、今後とも継続的な取り組みと検討が求められますが、本書がその基礎となれば幸いです。

なお、本事業の実施にあたっては、独立行政法人 福祉医療機構のご助成をいただきました。ここに記して厚く御礼申しあげます。

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

第1章

放送の視聴に関する各障害者のかかえる問題点

■ 1. 視覚障害者について

デジタル放送に関する視覚障害者のかかえる問題点

社会福祉法人 日本盲人会連合 情報部長
鈴木 孝幸

1. 現状

2011年には全ての放送がアナログからデジタルへ変わるということで今回、視覚障害者の立場から色々と問題提起を行なうこととなりました。

平成16年から18年にかけて、「視覚障害者向け解説（副音声）放送開発に関する調査・研究事業」として、NPO法人全国視覚障害者情報提供施設協会と社会福祉法人日本盲人会連合で全国的規模での調査を実施しました。

これによると、テレビに関するニーズ調査では、後述しますがニュース・緊急放送での解説放送を求めています。中でも、緊急放送の音声化については、生命にかかわる重要な問題であるとして、早期解決を行なうように結論付けされています。

また、情報を何によって得ているかという調査では、見えなくてもテレビから情報を得ているとして視覚障害者の90%以上が回答しています。

このことから、テレビは視覚障害者にとっても重要な情報源となっていると言えます。

2. 社会的規範

昨年9月28日には日本政府が「障害者権利条約」に署名したことをもって、もっと障害者の様々な面が推進される規範ができたと考えております。

障害者は社会を構成する一員であることを強く意識しなければ改善は難しいのではないかと感じています。

この、「障害者の権利条約」の中でも、放送に関しては、特に第9条、21条、30条で詳細に述べられています。

第9条では、障害者が、他の者と平等に情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）として現在行なっている放送のサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとるようになっています。

Bでは、情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）とされています。

また、第21条では、情報の利用として、障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供することとしています。

Cでは一般公衆に対してサービスを提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって

利用可能又は使用可能な様式で提供するよう要請することともうたっています。

さらに、30条のBでは、利用可能な様式で、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受することとなっています。

3. 全国の視覚障害者の意見

今回意見書を作成するに当たり、全国の視覚障害者を対象として「アンケート調査」を実施し、「デジタル放送に関する視覚障害者当事者からの意見」としてまとめました。

実施したアンケートは、次のような内容で実施しました。

- 1) 調査期間は、平成20年2月7日～同年2月20日までとして実施しました。
- 2) 調査対象は、全国の視覚障害者とし、全盲・弱視を問わず実施しました。
- 3) 調査方法としては、電子メールによる回答を記述式で行い意見を収集しました。
- 4) 調査の内容としては、デジタル放送が行なわれるに際して、視覚障害者の立場から不具合な点を項目ごとに列挙し、今後の参考にするものでした。

質問項目は次のとおりです。

- ・項目1 テレビ本体の問題
- ・項目2 リモコンの問題
- ・項目3 ラジオなどで聞けるかどうかの問題
- ・項目4 番組の選択に関する問題
- ・項目5 副音声に関する問題
- ・項目6 解説放送などに関する問題
- ・項目7 ステレオ音響などに関する問題
- ・項目8 その他

4. アンケート調査回答

前述のアンケート調査を受けて次のような内容が出されました。

また、回答者のうちのほとんどがデジタルテレビを使用しての回答でした。

項目1 テレビ本体の問題について

テレビ単体においても、視覚障害者が独自で、ある程度の操作が可能な設計にする必要があり、次の意見が出されている。

- 1) 高機能でなく、テレビを見るために必要最低限の機能に限定したもの
多くの機能ではなく、少ない機能としたり、機能を限定すればリモコンの操作も簡単になり、スイッチの数も減ることになるのではないか。

2) テレビ本体に、番組読み上げ機能を搭載

手元での番組選択の機能も重要であるが、テレビ本体も読み上げ機能を追加することが望ましいのではないかと。また、チューナーに地域を設定したりする操作も、視覚障害者が単独でできるよう、メニュー画面の音声化も必要である。

さらに、副音声のある番組であるかどうかは、あらかじめ番組表などで調べておかないとわからないため、基本を副音声にしておき、必要のない人は切り替えるような配慮ある設計が必要である。

3) 切り替えを継続して記憶する機能の追加

副音声付きの番組であっても、必ず、番組開始後に副音声に切り替える操作をしなければ、副音声に変更されない。これは、副音声付で録画したい場合や、副音声のある番組ならそれを優先して視聴したいと思う方たちに多く見られる。

項目2 リモコンの問題

1) リモコンスイッチ配列について

リモコンのスイッチが様々なものが多く、複雑な形態となっている。そのため操作方法がわかりにくいいため、わかりやすくする工夫を考案する必要がある。

2) リモコンボタンの工夫

リモコン自体の大きさを大きくすることや、一つ一つのボタンを大きくしたり、形を工夫したり、材質や感触を変化させることが必要。

3) 確認音の搭載

ボタンを押したときなどの操作を受け付けたことがわかるような音を搭載することがわかりやすくすることであると考えられる。

4) リモコンには音声装置を搭載

リモコンに、音声ガイド機能を搭載することで操作がわかりやすくなると思われる。

項目3 ラジオなどで聞けるかどうかの問題

デジタルテレビの音声のみを受信。

デジタルテレビの音声とラジオも聞ける機械を開発・製作を考える必要があると思われる。

また、これらの音声だけを録音できる機会の開発も必要である。

項目4 番組の選択に関する問題

番組を選択するときに、テレビ本体やリモコンの設定操作が複雑なために行ないにくいいため、そこで、操作を簡素化したり、簡単にすることが必要。

項目5 副音声に関する問題

ニュース番組で、外国人のインタビューの日本語の解説放送を流すことが必要。
ニュース速報を音声で流れるようにすること。
副音声もステレオで流れるように設定ができるようにすることが必要。
映画などの外国語を字幕だけではなく吹き替えで行なうことも必要。

項目6 解説放送などに関する問題

短期の目標としている10パーセントは確実に実施するとともに、将来的にはそのほとんどを解説放送とすることを目標とすべきである。
ドラマやドキュメンタリー番組などでの無音の時の場面解説の必要性が高い。

項目7 ステレオ音響などに関する問題

音楽番組を臨場感ある良い音で、放送すると共に、音声解説などもステレオで行なうことにより、より深まった音響効果を期待したい。
ライブ番組や音楽番組の充実を期待している。

項目8 その他

HDDにも同様に番組読み上げ機能を搭載
付属される解説書などについて、デージーやCDなどによる音声マニュアルの提供。

5. 結論

今重要なことは、デジタル放送のアクセシビリティ問題について、視覚障害当事者だけでなく、放送業者や官庁合わせて取り組んでいくことであると思います。

障害者自身は、放送の専門ではありませんが、一消費者です。

障害者の権利条約の基本にもあるように、私たち障害者自身のことを障害者抜きにして決められることはあってはならないと思いますし、視覚障害者に関連している内容についての協議会に出席して意見を述べるなどのことを実施していくことが重要であると思います。

デジタル放送に関しても、前述のように視覚障害者は自分たちのために改善して欲しいことを持っていますし、なぜ今の技術をもってできないか、その理由も明確にして改善していくことが重要と考えます。

科学技術とはそれが一人歩きをすることではなく、困っている人・必要としている人のために活用されてこそ生きてくるのではないかと考えています。

デジタル放送によって、国民の生活や情報が豊かになり便利になることはわかっていますが、視覚障害者にとっても便利になることを期待してあと3年を待ちたいと思います。

■ 2. 聴覚障害者について

字幕放送を巡る諸問題について

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長
高岡 正

1. 聴覚障害者のデジタル放送に対する要望

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（以下、全難聴）は、2008年2月、聴覚障害者を対象にしたデジタル放送に関するアンケート調査を実施した。

(1) 調査方法

対象は全国の難聴者協会の会員、及び一般聴覚障害者である。協会事務局を通じて、各協会にアンケート用紙を配布し、ファックスで回答を求める方法で回収した。また、全難聴のホームページでも公開し、メールで回答を得た。実施期間は2008年2月8日に各協会に通知し、2月29日までに当会事務所に届いた回答を集計した。回収数は390通である。

各協会から会員にアンケート用紙を配布する方法であり、実質的には2週間程度であったが多くの回答があったことは、デジタル放送や字幕放送に関する期待度が高かったことを示している。

(2) 質問項目

デジタル放送の認知度、及び字幕放送等の満足度を中心に問う内容とした。なお、身体障害者手帳を持たない人も含めて、聴力レベル別に把握するために電話とテレビの聴取が可能かどうかを設問に含めた。

設問項目は、別紙に示すとおりである。（巻末資料参照）

(3) 回答者のプロフィール

年代別では60代が32.1%と一番多く、次いで70代以上が24.6%で合わせて全体の6割近くを占め、高齢者が多い。

聴力を日常生活行為の電話が出来るか、テレビが聞こえるかどうかで調査した。電話もテレビも出来ない人は44.4%と重度難聴者が一番多い。電話が出来るがテレビが聞こえる人比較的に軽い人は22.6%、電話かテレビかが聞こえない中間の人が13.4%だった。

(4) デジタル放送の認知度

地上デジタル放送が始まっていることを知っている人が94.6%とほとんどであった。年齢層別でも、90%を越えていた。

自身の見ているテレビが地上デジタルかアナログかを知っている人は、92.3%とほとんどであった。ただし、どちらのテレビかは不明である。

携帯電話によるテレビの視聴が増えているが、これがワンセグ放送というものであることをどの位理解しているかを聞いてみると、知っている人が55.1%と約半数強で、知らない人が43.3%四割強であった。

(5) 地上デジタル放送に何を期待するかについては、一番多かったのが86.9%で「字幕放送の拡大」だった。二番目が55.6%で「きれいな画質」で、字幕もきれいに見えることが評価されているのかも知れない。「手話放送の拡充」が25.6%だった。手話放送の実施されている割合が1%以下を考えると強い期待がある。「大きな画面」は価格の問題もあるのか、18.2%しかなかった。デジタル放送ならではの機能の「インターネットとの併用」は11.3%しかなく、まだよく知られていない機能のようだ。(複数回答)

年代別では、40代が「きれいな画質」が67.3%と平均より10%以上低いが、「大きな画面」が26.9%と約10%平均より高かった。他の年代は平均にそう変わらない。

(6) よく見る番組としては、「ニュース」が87.4%で一番高い。次いで、「ドラマ」が59.2%が多かった。「バラエティ」36.2%、「スポーツ」36.2%、「ドキュメンタリー」34.4%と続く。

年代別には、「スポーツ」が70代以上が46.9%、60代が44.0%と高いが、30代は12.5%、50代で22.9%と、年代が上がる程良く見られている傾向がある。逆に「バラエティ」が30代で62.5%、40代で53.8%もあるが、70代以上で16.7%、60代で28.0%と年代が若い程見られていることがはっきり出ている。

(7) 字幕放送の視聴状況については、いつも見ているが53.8%、よく見ているが22.1%で、合わせて75.9%、四分の三の人がよく見ている。反面あまり見ない人が18.2%と2割近くいる。聞こえの状況により、字幕放送の視聴率が違うかを検討してみた。「電話もテレビも聞こえない」場合、「字幕放送をいつも見ている」が64.2%、「いつも見ている」が21.4%、合わせて85.6%になる。「電話が出来るがテレビが聞こえない」場合、「字幕放送をいつも見ている」が73.9%と一番高い。「よく見ている」の17.4%とあわせて、92.3%とほとんどである。電話が出来るのは補聴器と電話の接続機能(t コイル等)を利用しているのかも知れないが、テレビの場合はスピーカーの音をそのまま聞くので聞き取りが落ちるのだろう。「電話もテレビも聞こえる」場合、「あまり見ない」が37.5%と多いが、「いつも見ている」が31.8%、「よく見る」が26.1%おり、軽度の難聴者でも字幕放送の効果は大きいと思われる。

(8) テレビの視聴について、自由記述で記入してもらった回答が90件あった。内容を分類すると、一番多いのが、現在字幕放送を実施していない番組に字幕を要望する意見である。「全ての番組に字幕を希望する」意見が13件、「特に生放送、ニュース、時事番組等に字幕が欲しい」が13件、「字幕番組を増やして欲しい」が19件。合計45件で半数を占めた。字幕の配置、表示等に関する意見が12件あり、量的な拡大とともに、字幕の見やすさという質的な要望が増えている。

内容の例を挙げると、「聞こえない」ので字幕放送がないとわからない、生放送、ローカルニュース、朝のニュース番組に字幕放送を期待する意見がある。なお、「クローズアップ現代」に字幕を要望する意見は8件と多かった。また、選挙の政見放送、国会中継、臨時ニュースなどに要望が多かった。選挙制度の問題であるが、視聴者からみればテレビ番組なので、字幕を要望している。

各放送事業者によって、生放送の字幕は位置が上だったり、下だったり、中程だったりテロップと重なったり、その字幕制作技法もまちまちなため、字幕表示の遅れもあり見にくいという意

見が多く出ている。

また、地上デジタル放送がアナログ放送からの移行であることを知らず、BS デジタル放送の字幕番組が少ないことから、地上デジタル放送で字幕が減少することを懸念したり、良く分からないという意見もあった。デジタル放送受信機に変えたいが費用の補助を求める意見もあった。デジタル放送受信機の操作を懸念する意見もあった。

2. 聴覚障害者向け放送の拡充のために

(1) 地上デジタル放送のアクセス問題の現状

2011 年の地上デジタル放送の移行が後 2 年と迫っているが、地上デジタル放送が当初掲げていた「人に優しい放送」の実現が危ぶまれている。

地上デジタル放送で手話放送が字幕放送と同じように見られる技術(クローズドサインニング)がまだ未開発なため、「視聴覚障害者向け放送の普及行政の指針」にも目標を掲げることが出来ず、手話放送の拡大が期待出来ないこと、解説放送が地上デジタル放送になっても副音声方式であるため、二カ国語放送が行われれば解説放送は行われず、デジタル放送の売りである 5.1 チャンネルサラウンド放送は解説音声を聞く仕組みが検討されていないため、解説音声が増える保障がないことは、放送アクセス権の観点からも重要な問題である。

(2) 放送アクセス問題の原因

地上デジタル放送の移行にあたって、障害を持つ当事者のニーズを調査したり、意見を聞くことなく、デジタル放送やテレビ受信機の規格や移行計画を決定したことが一番の理由である。

視聴覚障害者団体とは、郵政省（当時）、NHKや民放連など放送事業者、テレビメーカー等と郵政省や総務省の視聴覚障害者の放送アクセスに関わる検討会、字幕放送シンポジウム、放送バリアフリーシンポジウムなどで、接触があったにも関わらず、こうした事態が起きたことの経過や原因をよく考える必要がある。

総務省の次世代字幕研究会はデジタル放送時代を展望していたはずだが、当事者団体は委員ではなく、ヒアリング対象に留まった。研究会の幅広い議論により、当事者団体を育成する機会を失ったのは悔やまれる。

二つ目の問題は、視聴覚障害者団体は、字幕放送、解説放送の拡充は一貫して放送アクセス権の問題として提起して来たが、総務省、放送事業者側は少数者（マイノリティ）へのサービスとしての考え方の域を出ないものだったことである。

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」でも、視聴覚障害者団体の委員は、障害者権利条約の批准や障害者基本法、諸外国の例を引いて、放送法による義務付けを求めたが、報告書では「制度のあり方を検討」に留まった。

三つ目の問題は、字幕放送、解説放送の制作コストの問題があげられる。つまり字幕放送、解説放送等の制作コストは放送事業者が負担する余分なコストという意識である。そのために補助金に頼ることになる。番組制作に当然かかるコストとして理解されれば、スポンサーひいては一般消費者が負担するコストとなる。しかもそれらのコストは番組制作費全体に占める割合はとても少ないものだ。

四つ目の問題は、番組制作そのものが視聴率優先、コスト主義になっているため、視聴覚障害者への放送アクセスが考えられていないことである。

放送をわれらのものに

(財) 全日本ろうあ連盟 理事
西滝 憲彦

1. 手話番組と字幕放送開始への当事者の取り組み

テレビが家庭に普及したのは1960年代ですが、ろうあ者にとっては厄介な代物でした。テレビが家庭の中心に居座ると、ただでさえ社会でも家庭でもコミュニケーションの困難さにより孤立しているろうあ者は、テレビを楽しむ家族の中にも入れず、ぼんやりと映像を見つめ、孤立を深めるばかりでした。手話の番組があれば・・・、字幕があれば・・・そんな気持ちで長い間、テレビ放送を恨めしく見ていたのです。

この状況を打開しようと最初に立ち上がったのは大阪です。ろうあ協会や手話サークル連絡会など4団体が「テレビをろうあ者もわかるように」とNHK近畿本部や在阪テレビ各社に申し入れ、また、街頭での署名ビラまき行動をおこしました。

そして、中央でも、全日本ろうあ連盟が郵政省・NHKとの交渉を積み重ね、「“夢の番組”『聴力障害者の時間』放映へ」（日本聴力障害新聞1976年9月1日号トップ面掲載）の見出しのように自分たちの番組の夢が叶い、翌年4月からわが国初めての手話による番組が開始されることになったのです。番組作成に向けてNHKは全国のろうあ者の意見や希望を集め、連盟も福祉・文化・教育・スポーツ・社会シリーズの具体的な提案を行いました。内容的には満足できる番組でしたが放送時間が金曜日の午後4時30分から15分間であったため、時間変更の要望を行い翌1978年から日曜日のゴールデンタイムに放送されることになりました。

字幕については手話放送要望より遅れて、1978年9月に連盟は「文字多重放送の法制化」を郵政省・NHKに陳情しました。「筋の通った公正な要求であり実現に努力する」との郵政大臣の回答を得て、1983年10月から文字放送が開始され、連続テレビ小説『おしん』に初めて試験放送ですが字幕がつきました。1985年12月に本放送になり字幕番組は徐々に増え、1994年に厚生省も文字放送アダプターや内蔵型受信機を障害者日常生活用具に指定し、全ての聴覚障害者に給付できるようになりました。

そして現在、字幕放送はNHK98.2%、民放キー5局平均65.9%（字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送の割合、平成17年度）に達していますが、手話番組については「NHK手話ニュース」「ろうを生きる難聴を生きる」などわずかの番組にとどまっています。

2. 聴覚障害者専用放送局設立への取り組み

手話番組は少なく、放送時間も短く、字幕放送も生放送はほとんど除外される現実の中で新たに聴覚障害者専用放送局を設立する構想が1993年ごろから全日本ろうあ連盟で検討されてきました。これはCS（通信衛星）のチャンネルを確保し手話や字幕付き番組を放送する壮大な計画です。手話コミュニティ集団である全日本ろうあ連盟が目で見えてわかる手話映像を放送する展望をもつことは自然な流れです。これに拍車をかけたのは、1995年1月の阪神淡路大震災でした。NHK

「手話ニュース」が地震発生から４日間、番組を中止して「安否情報・生活情報」に変更されたのです。大阪聴力障害者協会が直ちに抗議・質問状を提出し、NHK 編成局長よりお詫びの回答がありました。非常時にこそ手話による情報を求める人がいるのに考慮せず一方的に番組を中止する放送局に期待を寄せることの危うさを体験したのです。全日本ろうあ連盟は三菱財団の助成を受けて「通信衛星による聴覚障害者専用放送の実験並びに調査研究事業」をその年の 10 月から 1 年間実施することを決め、12 月 9 日に初めての実験放送を行いました。全国 11 箇所でモニターされ、多くの聴覚障害者が「夢の番組」を見ることができました。

数回の実験放送の成功を受けて、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全国聴覚障害者情報提供施設協議会など 7 団体による設立準備委員会を 1996 年 12 月に発足させ本格的な取り組みを開始しました。1997 年の全国ろうあ者大会決議に「著作権法の改正による情報保障と C S 専用放送の早期実現を」が加えられます。1999 年 6 月鳥取の全国ろうあ者大会、7 月オーストラリア・ブリスベンでの世界ろう者会議、8 月山梨の全国手話通訳問題研究集会などの生中継実験放送を次々と成功させました。

全日本ろうあ連盟は 2000 年の評議員会で「C S 障害者専用放送局 3 カ年計画」を賛成 336、反対 0 で採択し、ここにわれらの放送局の夢が実現したのです。その後も緊急災害放送実験などですばやい報道への対応がおこなわれ、2003 年 4 月に受信機アイドラゴンは聴覚障害者情報受信装置として厚生労働省の日常生活用具に指定され情報受信の基盤が確立されたのです。

3. 地上デジタル放送への危惧

一般放送に字幕や手話番組を増やす取り組みから始まって、独自の C S 放送開始への道程を歩んできましたが、聴覚障害者は NHK や民放の番組を楽しみたいと思っています。ですから、字幕や手話通訳付きの番組を増やす要望を引き続き行っています。デジタルになると果たして字幕や手話が増えるのでしょうか。現在の字幕放送デコーダーがアナログ対応であれば 2011 年 7 月からは字幕が見れなくなるでしょう。デジタル対応デコーダーへの切り替えが必要です。C S 放送「目で聴くテレビ」では一般放送の画面に手話通訳と字幕をつけて放送しています（ピクチャー・イン・ピクチャー方式）が、この機能が使えなくなります。今までできたクローズサインシステム（一般放送に手話通訳を付加するシステム）が使えなくなるのでは、何のためのデジタル化でしょうか。ただでさえ日常的「難視聴者」に置かれているのにデジタル化でますます放送情報獲得が困難になります。政府はデジタルを見れない難視聴者への対策を検討していますが、本当の意味での我々難視聴者への情報保障の取り組みを行うべきです。

このような矛盾が起こるのは、デジタル対策を審議する場に当事者の参加がなかったからです。視覚障害者や聴覚障害者も等しく国民として放送電波を享受する権利があるのですが、なかなか目を向けてもらうことがありませんでした。まだまだ遅くはありませんので、今後の検討には是非加えて意見を求めるようにしていただきたいものです。

放送に関する聴覚障害者のかかえる問題

(特) 全国聴覚障害者情報提供施設協議会 事務局長
保住 進

聴覚障害者の情報アクセスの現状

平成2年5月に法制化された聴覚障害者情報提供施設（以下「情報提供施設」という）は、緩やかではあるが漸次普及し、平成20年1月現在、全国に37か所設置されるに至った。その機能は、「聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットの制作及び貸し出し事業を主たる業務」としており、情報提供施設において映像を制作し提供することを、聴覚障害者への情報保障の中心に据えている。平成18年度には設置されていた32施設のうち28施設において、社会情報・生活情報・趣味情報等、字幕や手話を付加した、聴覚障害者向け番組を合計918番組制作している。しかし放送のみならず、放送以外の媒体であるVHSやDVDへの字幕等の付加の状況を見たとき、聴覚障害者の情報アクセス環境は極めて貧困であると言わざるを得ない。

聴覚障害者の情報ニーズ

聴覚に障害のある人々の願いは、音声による情報を可能な限り視覚的に理解できる環境を可能な限り整備されることである。これは、放送における娯楽番組や日々の出来事を伝えるニュースなどが障害のない人々と同じように等しく享受できる社会であるべきとの要望でもある。聴覚障害は移動が比較的容易であるところから軽い障害と見られる面があるが、コミュニケーションの困難さから周りの人々が対応に戸惑うなど、社会的な理解や受け入れが困難な障害特性をっており、情報やコミュニケーションの面から見ると重度の障害と言っても過言ではない。

聴覚障害者に対する放送等の映像情報は、単に音声を変換すれば足りるといった、単純なものではなく、聞こえる人々が聴覚と視覚を相互に補完しながら享受する情報を、視覚のみで捉えなければならないことから、その条件に合わせた制作がないと真に理解できる番組とはならない。そのため放送番組に字幕等を付加し情報アクセスを図るには、その字幕の量とともにその質をも問題にしていくべきであると考ええる。従って字幕等が聴覚障害者にわかりやすい、読みやすい表現や構成になっているかどうかが鍵である。例えば放送番組の多くは、基本的には健聴者を対象に制作されており、目と耳の二つの感覚器官で視聴（受容）されることを前提としている。つまり映像情報は視覚に、音情報は聴覚に伝達するように制作されている。ところが聴覚障害者は、映像情報を得るための視覚で、もう一方の字幕化された音情報も得なければならない。文字数が多く、表示される時間の短い字幕が映像に付加されていたならば、聴覚障害者は視覚に負荷をかけ字幕と映像を追いかけることができず、相当の精力を費やし苦勞して作品を見ることになってしまう。これは人間の受容器官の許容量を考えれば当然のことといえよう。従って、本来ならば放送の中のすべての音情報を情報保障として字幕化する必要があるという考え方もあろうが、健聴者が目と耳でごく自然に放送番組を見ているように、聴覚障害者が放送番組を見る時、過剰な負担を感じないようにするためにも「要約」が必要と考えられる。

また、「字幕スーパー」と呼ばれている外国映画の翻訳字幕と明らかに違う点は、言語（セリフやナレーション）以外の音についても全て字幕表示の対象と考えていることである。例えばドラマやアニメーション等のジャンルでは、BGM（音楽）をはじめ、電話のベルが鳴る音、ドアがノックされる音、誰かの靴の音、鐘が鳴る音など、1つの放送番組の中には数多くの背景音が入っている。もし、これらの音の存在が聴覚障害者に伝わっていないとすれば、放送内容を違うニュアンスで捉えてしまったり、ストーリーの流れをつかむ上で混乱を生じさせてしまう場合もある。そのため聴覚障害者向け字幕制作においては、より内容を理解してもらうためにも背景音の表示が必要となる等、可能な限り視覚的に理解できる番組制作の工夫が大切である。

災害時の情報保障の必要性

聴覚障害者を対象としたニーズ調査で、日頃の生活の中で困っていること、不安に感じていることを問うと、「災害の時の情報の入手や避難方法についての不安がある」と回答する人は半数近い。実際、ある聴覚障害者は「日本では頻繁に地震が発生したり、秋には台風が何度も日本にやってくる。私たちにとっては、こういった天災はしょうがないとの受け止め方で、今までやってきたが、1995年に阪神淡路大震災が起きてからは、私たちの見方、考え方が非常に大きく変わった。それまではしょうがない、仕方がないと思っていたのが、やはり私たちがどうしたら災害から逃れることができるかというような考え方が出てきた」と述べている。

テレビ放送は「スイッチを入れれば見ることができる」ように、視聴が極めて容易で、何処の家庭にもあるもので、字幕や手話が付加されれば聴覚障害者にとっても緊急災害情報保障の大きな力となる。しかし緊急災害時の生放送への字幕の付加は極めて少ない。また、災害時の地域情報の発信に重要な役割を果たすローカル放送局において字幕放送を実施する体制はほとんどない状況である。今後、地上デジタル放送が広がっていくもとで、ローカル局を含め、テレビへの字幕受信機の標準装備、データ放送や携帯端末へのワンセグ放送など、デジタル放送の条件を生かした緊急災害情報保障の強化が求められる。そして、強化策を具体化する際には、情報を受ける聴覚障害者のニーズに沿った放送であることとわかり易い運用が大切である。例えばNHKやキー局などでの生番組のリアルタイム字幕放送については、定時のニュース番組に対しては様々な方法によって徐々に広がってきているが、災害時の緊急番組については入力者の確保が困難などの理由から、放送事業者が字幕ではなく、データ放送などによる文字情報の利用を呼びかけることがある。したがって災害時に聴覚障害者が、どのような情報をどのような手段によって求めているのかについての検討が必要である。また、緊急番組への手話の付加についても、手話を主なコミュニケーション手段としている聴覚障害者も少なくなく、何らかの方法での手話の付加についても検討が必要である。

参考文献

財団法人全日本ろうあ連盟 「聴覚障害者向け番組制作マニュアル」 2001 年

財団法人全日本ろうあ連盟 「聴覚障害者への情報提供に関するニーズ調査研究報告書」 2003 年
特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構 「聴覚障害者緊急災害情報保障調査・訓練事業」
2005 年

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構 「聴覚障害者災害対策マニュアル」 2007 年

■ 3－1. 知的障害者について

知的障害と放送

全日本手をつなぐ育成会

金子 健

1. 障害特性とテレビ視聴

知的障害は、抽象的状況認知に困難を示す障害である。言葉などの抽象的表現を理解すること、複雑な因果関係などの状況を理解すること、仮定の上に立った推論など、いずれも正しく理解することは、知的障害のある人にとって、苦手なことである。

具体的に自分が直接体験したこと、目の前の出来事理解は比較的容易でも、自分の体験から別の場面、別の状況への応用は困難なことが多い。学習した行動の転移が苦手なのである。他の人の体験を間接的に追体験し、それを自分の体験として理解し取り込むことは、さらに難しいといえる。

したがって、テレビ放送などの、間接体験や架空のドラマの理解は、苦手な人が多い。

2. 一般のテレビ視聴の現状

このような知的障害の特性から見ると、一般のテレビ放送を視聴する際には、さまざまな困難や制約があることが予想できる。

一般のテレビニュースは、文章は簡潔で比較的単純な内容なのだが、なじみの少ない書き言葉であり、さらにアナウンサーの言葉が早すぎて理解できない場合があるという。通常原稿を読み上げるニュースより、キャスターのやり取りや解説が入るタイプのものが理解しやすい。特に、NHKの「週間子どもニュース」は、ゆっくりした速度であり、ニュースの内容を易しく噛み砕いて解説してくれるので、好んで視聴している。

バラエティー番組は、好きなタレントが出演していたり、眼を惹く演出で楽しく観ているが、内容までは理解していない場合が多い。

ドラマも、好きなタレントやアイドルが出演しているかどうかを選択の基準になっている場合が多く、内容の理解は必ずしも伴わない。特に男女の恋愛をテーマにしたトレンドドラマの理解は難しいようだ。逆に、「水戸黄門」や「暴れん坊将軍」など、話の展開が一定のパターンで統一されており、勧善懲悪型の単純な展開のものが安心して観ていられるという。

3. 天気予報

天気予報は、生活に密着した情報として大切な役割をもっているが、その理解も必ずしも十分ではない。「晴れる」「雨が降る」など、単純な状況の理解には問題が無くても、たとえば「降水確率」という概念は、ピンと来ない。30%だから「たぶん降らないだろう」とか、80%だから「傘を持って出た方が良さそう」と判断するのは難しい。「傘を持って出なくてよい」、

「傘を持って出た方がよい」といった直接的情報だと、悩まなくて済むのである。

台風情報なども、与えられた情報をもとに自分で判断することは難しいので、「外に出ないほうがよい」、「非難してください」といった直接的表現が必要である。

4. 災害時の情報提供と理解

緊急を要する災害時の情報についても、知的障害のある人々にとって、生命に係わることでありながら、理解困難な場合が少なくない。

地震の情報は、位置関係の理解が難しいので、近くなのか遠いのかかわからずに、不安だけが高まり、パニックになる場合がある。北海道の地震情報で、東京の障害者が家の外に飛び出したりするのである。

5. 障害者専用放送について

前述のように、一般のテレビ放送の視聴に際しては様々な困難があり、その困難さの解消のために、ニュースなど番組制作にあたっての配慮を望みたい。

一般の放送の理解に困難を持つのは、知的障害のある人々だけではなく、認知の障害を伴う高齢者にとっても同様の問題がある。高齢化社会を迎え、多くの視聴者にとって理解しやすい、ユニバーサルデザインの番組制作を望みたいものである。

一般放送のユニバーサルデザイン化と同時に、一方で、専用放送の可能性も検討しなければならない。

知的障害については、前述の一般放送での困難さを解消するための番組制作を望みたい。とりわけ、ニュース、天気予報などの生活に密着した番組について、理解のしやすさへ配慮が必要である。さらに、災害時の緊急放送については、振り仮名つきの字幕と同時に、地図などの位置情報の提示、震度や危険度についてマークなどの映像提示が不可欠である。このマークについては、建物などの非常口の表示やトイレの表示と同様に、統一されていることが必須である。不統一は逆に混乱の原因となる。

一般社会のユニバーサルデザイン化と同様に、通常のテレビ番組へ配慮することと、専用放送を通しての番組提供は、障害のある人々の社会生活にとって、車の両輪とも言えよう。

■ 3－2．発達障害者について

全国LD親の会

井上 芳郎

1．はじめに --- 発達障害とは？

以下で述べる発達障害とは、2005年4月1日施行の「発達障害者支援法」の第二条で規定されるものを指すものとする。すなわち同法によれば、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」をいう。

文部科学省特別支援教育課も説明しているように、「学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。」という点には注意しておく必要があるが、発達障害者支援法が施行され、今後の施策が同法によって推進されることを考慮し、同法での規定に依拠することとする。

発達障害者支援法での定義からも明らかなように、「発達障害」という単一の「障害」があるのではなく、複数の「障害」を総称したものであるという点に留意すべきである。したがって放送に関する発達障害者のかかえる問題点について考察する際には、発達障害に包含される個々の障害ごとにみていく必要がある。

以下に個々の障害についての公式の定義について簡単に紹介しておきたい。これらは文部科学省の調査研究協力者会議による、「学習障害児に対する指導について」や「特別支援教育の在り方について」等で示された定義や判断基準の試案等をもとにして、整理したものである。

（1）自閉症

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

（2）高機能自閉症

前記で示す自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。（この場合の「高機能」とは、知的発達に遅れが見られないという意味である。）

（3）アスペルカー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴をもつもののうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

（4）広汎性発達障害

高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害（Pervasive Developmental Disorders … PDDと略称）に分類されるものである。

(5) LD（学習障害）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(6) ADHD（注意欠陥多動性障害）

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

以上まとめると、発達障害の人は自閉症の一部を除いては全般的な知的発達の遅れはなく、また視力や聴力等も正常の範囲内にあり、それにも関わらず、中枢神経系に原因があると推定される何らかの機能障害によって、部分的な認知の偏りや集中力・注意力の欠如のため、外部からの情報の入力やその処理、または処理結果の表出に困難がある人たちであるといえる。

もちろん発達障害の人たちのかかえている個別の困難は、それぞれがきわめて多様であり、一概にはまとめきれないものであり、発達障害の個人々々に対して個別の対応が必要であることは言うまでもないことである。実際には、個別の教育計画や就労支援計画等が立てられ支援がすすめられていくことになる。

2. 発達障害の人の情報入力や処理上の困難の特徴

(1) 聴覚情報に係わる困難

発達障害の人の中には、聴力は正常であるにもかかわらず、聞き取りの理解に困難を持つ人たちがいる。放送番組中の出演者に早口でしゃべられると、十分に聞き取ることができなかつたり、ある単語について似たような別の単語と聞き間違えたりすることがみられる。

また、例えば否定文であるのに肯定文であるかのように、文意を全く逆に聞き取ってしまったたり、数の聞き取りが不正確になつたりすることもある。一つ一つの単語の意味はとらえることができて、全体としてまとまりのある意味の通じた文章としてとらえにくいこともある。

このようなことがなぜ生ずるのかについては、中枢神経系での聴覚・言語情報処理上の問題や、注意・集中の困難などが考えられるが、その原因や態様については様々であり一概にはまとめられない。そしてこのような困難があるということが、外からは見えにくく、一番近くにいる家族や場合によっては本人自身も気づかないことすらあり、具体的な支援を難しくしている。

また軽度の知的発達障害を併せ持っている人の場合は、聴覚情報処理上の困難に加えて、抽象的な用語や難解な専門用語そのものの理解に困難がある場合もあるということを付言しておく。

(2) 視覚情報に係わる困難

発達障害の人の中には、視力は正常にあるにもかかわらずに図形の認知や文字の読み取りに困難を持つ人たちがいる。例えば、読みに困難のある学習障害である「ディスレクシア」の人たち

は、視力は正常であるのに文字の読み取りが困難である。詳細については、ディスレクシア当事者ご本人たちの手記等を参照されたいが、放送番組内のテロップや字幕等の読み取りに困難が生じる場合がある。特に外国語で話されている内容を、翻訳文として字幕で示された場合には困難が非常に大きい。

また、映像と字幕が同期していないか、一見して同期状況が不明瞭な場合には、テロップや字幕等の存在が、かえって番組内容の理解を妨げることもあり得る。音声情報と視覚情報を、同時並行して処理することが困難であることなどが原因の一つと思われるが、映像とテロップや字幕の同期を取ることや、ユーザー側で字幕の文字フォントの大きさ・書体・色・影などをカスタマイズできるようにすることで、部分的にはあるが回避することが可能である。

発達障害の人の中には、短時間のうちに頻繁に画面の切り替えが行われたり、画面が明滅するなどといった刺激に対して、知覚過敏なタイプの方たちがいる。これは番組制作上の課題となるが、番組内容に無関係な、単なる映像上の効果をねらった演出は避けていただくことが望ましい。少なくとも番組開始前や、その場面の直前に予告するなどといった配慮がほしい。

聴覚情報に係わる困難の場合と同様、外からは見えにくく、家族や場合によっては本人自身も気づかないことがあり、具体的な支援を難しくしているということを付言しておく。

（３）場面や状況の理解や情報の統合に係る困難

発達障害の人の中には、知的発達に遅れが見られないにもかかわらず、ある番組内での具体的な場面や、そこで描かれている状況、ドラマなどの登場人物の心理状態等の描写などを理解しにくい人がいる。また、比喩的であったり暗示的な表現の理解が苦手な人もいる。

中には小説などを文字で読む場合にはよく理解できるのに、映像化されることで逆に理解が困難となる人もいる。視覚障害の人向けのテレビ番組の副音声解説が、このような人たちの番組内容の理解を助ける可能性がある。ある場面や状況の描写、登場人物の行動や仕草、表情等から読み取れる心理状態などを言語化し解説することで、理解が深まる。

ごくまれなことではあるが、放送内容として描かれている虚構の状況と現実とを混同してしまう場合がある。このようなおそれのある放送内容については、事前・事後あるいは、その当該場面で注意を喚起するテロップを示すなどの配慮が必要である。

（４）緊急・災害時の放送について

緊急・災害時の放送については、発達障害の人のみならず全ての人にとって、正確性や明確性、速報性等が求められる。また、避難行動など具体的に何をどうすればよいのかを的確に伝える必要がある。緊急・災害時の放送の発達障害の人に対する対応方策について考慮する際には、ここまでに述べてきたような困難があることに、是非配慮すべきである。

3. 具体的な番組例を通じての考察

具体的なテレビ番組名として、現在NHKで放映されている「手話ニュース」と「週間子どもニュース」をあげて考察してみる。実はこれらの番組を取り上げるのは、発達障害の人たちにとっては、隠れた「高視聴率」番組になっているという話をよく耳にするからなのである。

「手話ニュース」はもっぱら聴覚障害の人向けの番組であるが、手話通訳者に合わせるため通

常のニュース番組に比べてアナウンサーの原稿を読む速度がゆるやかなことや、大きめの文字サイズの字幕がつくこと、またその字幕の漢字にルビ振りがしてあることなど、結果的に発達障害の人にとっても理解しやすいものとなっている。

また、放送時間枠の制約からか短時間で伝える必要性があり、ニュースの枝葉部分を省略し要点のみを伝えることになるため、内容が簡潔化されており、逆にこのことが理解をしやすくさせていると考えられる。

「週間こどもニュース」は、おそらくは小学校の中高学年程度のこどもを対象にしているように思われる。そのため国内外のニュースを、難解な用語を使わずに平易な用語に言い換える形式で解説している。また父親と母親役のアナウンサー（ニュース解説者）とこども役の出演者との間での対話形式で進められていくのが、非常に親しみやすく理解しやすい内容となっている。フリップや立体模型、アニメーションなどを活用して視覚に訴える方法もとられていることも、理解を助けているようである。ただし残念なのは、一週間分のニュースをまとめて解説するため、やや速報性に欠ける面があることである。

最近、前述の番組以外でも、通常放送において字幕が挿入された番組が、少しずつではあるが増えてきている。このことは基本的には発達障害の人たちの困難を軽減するものと考えられるので歓迎すべきことだが、特にバラエティ番組などで、出演者の発言を強調することや、単なる視覚的効果をねらっただけの字幕挿入がなされるケースも見受けられる。このような字幕の使い方では、内容と字幕との同期性や一貫性を欠くため、かえって内容理解の妨げになる場合もあると考えられる。

以前よりこのような問題点については、聴覚障害の当事者団体等からも指摘されていることである。番組制作者の考える「演出効果」やいわゆる「流行」のようなこともあるのだろうが、字幕のもたらす予期せぬ効果については十分な配慮が必要である。

4. まとめ

視覚障害者のための副音声による解説放送や、聴覚障害者のための放送番組への字幕や手話の付与は、基本的には発達障害の人たちにも有用なものであり、努力目標としての付与率向上ではなく、義務化による付与が望まれる。もちろん発達障害に特化した具体的対応の必要性はあるはずだが、現状では残念ながら具体的な実態調査などが進んでいないため、視覚・聴覚障害の二ーズに準じて対応していくのが現実的である。

発達障害の個々人の障害特性に合わせた支援が望まれるところであるが、現状では視覚・聴覚障害への支援を参考にして進めていきながら、それと並行して発達障害者のための具体的対応方策についての調査研究が進められる必要がある。

番組制作者や放送事業者に望みたいのは、このような発達障害の人たちが少なからず存在し、何らかの事情や原因から放送内容の理解に困難を来していることを念頭においていただきたい。そのためには発達障害の人たちに対する、直接のモニタリングなども必要になるであろう。発達障害の関係団体や当事者団体などとの連携をとりつつ進められるべきである。

発達障害の人たちの数は、学齢期に限っても少なくとも数十万人規模であり、総人口に対しては百万人をはるかに超えると推定される。発達障害への支援や配慮はこれからの日本社会が直面している高齢化社会対策としても有効であり、諸外国においては、すでに法的あるいは制度的な

対応がされつつあると聞いている。

2011年に迫っているデジタル放送への切り替えに際しては、発達障害の人たちへの対応策も望まれる。デジタル放送の特性を生かした、個々のユーザーのニーズを満たせるような対応が望まれる。デジタル化によってかえって放送のバリアが高くなるようなことは、絶対にあってはならないことである。

受信機メーカーに対しては、次のようなことを望みたい。まず、リモコンの操作性やインターフェイスを分かりやすいものにしてほしい。そして、多機能なリモコンではなく頻繁に使う機能のみに絞り込んでほしい。また、デジタル放送の受信機の設定については、簡略化できるような工夫がほしい。音声による操作ガイドであるとか、操作に伴って画面にガイド文を提示させるオンラインヘルプの充実など、とにかく分厚いマニュアルを精読しなくともすむようにしていただきたい。

第2章

放送の現状と課題

■ 1. 放送制作現場から

「きらっといきる」に解説放送をつけてみた！

NHK大阪放送局 番組制作部 チーフ・プロデューサー

嘉悦 登

「きらっといきる」について

「きらっといきる」はNHKの教育テレビで放送している福祉番組のひとつです。制度の仕組みや世の中の動きをお伝えするといった、いわゆる情報番組ではなく、障害のある人を主人公にしたヒューマンドキュメンタリーに近い形をとっています。

もう10年もやっている番組で、字幕放送は私が担当になる前から行っていました。音声による解説は、その対象番組にはなっていませんでした。どの番組に字幕や解説をつけるのかは、その担当の部署が、たぶん予算や全体のバランスなどを考えながら、決めています（もちろんすべての番組に、というのが理想ですが、現実にはなかなかそうもいかないようです）。

では、解説放送がついていないということを、直接番組を作っている私たちはどう考えていたかということ、恥ずかしながら、何も考えていなかったというのが正直なところですよ。

“どうしてそんなに意識が低いのだ”と叱られてしまうかもしれません。いろいろ言い訳めいたことを並べることはできますが、いまここでそのことに字数を使おうとは思いません。話を先に進めたいのと、結局のところは、私たちが“視覚障害のある人たちもテレビを見ている”ということをしきんと考えてこなかったということは事実なのであります。

解説放送をつけてみた

さて、そんな私たちのところに、日本ライトハウスの方たちがある日やってこられました。いろいろなお話をしましたが、要は「“きらっといきる”にも解説放送をつけてほしい」ということでした。

中にはNHKとは古いつきあいになる方もいらっしゃったのですが、よくよく振り返ってみると、その方ともテレビ番組のことについては、改まって話ししたことはありませんでした。いつも私たちから連絡をして、その時々番組制作に必要な視覚障害者についての情報を教えていただくといった、いわば私たちからすれば、ギブアンドテイクのテイクばかりの関係だったといえます。

だから恩に着たというわけではありませんが、お話をうかがいながら、真剣に一度動いてみなければと思いました。解説放送がいかに大切かを当事者の方から直接、しかも初めてお聞きし、さきほどの言い訳ではありませんが、そのことをまったく考えてこなかった私は、正直、不意を

突かれた感じでした。何よりも「なぜ“きらっといきる”に解説がついていないのか」という問いかけにプロデューサーとして答えることができませんでした。

どういう手があるかを考え、年度の途中でもありましたし、すでに放送した番組に試行的につけ、それを再放送する形ならすぐにでもできるのではないかと考えました。

毎年夏には、アンコールとして好評をいただいた番組を4本ほど再放送するのが恒例です。そこでやってみようとならいを定めました。

しかし解説を実際つけるとなると本当にたくさんの部署が連携しなければなりません。一例をあげると、まず音声さんの協力は欠かせません。スタジオもおさえなければならぬので、その調整も必要です。アナウンサーもお願いしなくてはなりません。音声解説を放送するには電波の形態も変わりますから、そちらの準備にも動いてくれる人がいます。もちろんタダではできませんから予算も獲得せねばなりません。そのすべてがそれぞれの部署にとってはいわば追加の仕事、そもそもはやらないはずの仕事でした。

もろもろ大変かなあと思っていたのですが、どの部署も本当に快く協力してくれました。初めてのことをやるには、何かと思わぬ壁があったり、様々な根回しが必要だったりするものなのですが、ゼロとっていいほどでした。これは、たぶんですが、私がライトハウスの人から話をうかがって不意を突かれたように、みんなも私から話を聞いて不意を突かれたに違いありません。知れば、動くということです。なんといいても、いままで届かなかったり届きにくかったりした人たちに、自分たちの番組が少しでも届きやすい形になる、そのことが嬉しくない人間なんていないのです。

解説放送を通じて学んだこと

解説放送は、きっかけを作ってくださったライトハウスの人たちとやりたかったです。NHKでは、字幕や音声解説をつける時は、番組制作者の手を離れることが通例です。専門の部署がつけるのです。しかし私は、今回はせっかくのトライアルだから自分たちの手でやってみたいと考えました。私が聞いて刺激を受けやってみたいと言いだしたのですから、とにかく一度最後までやってみたかったし、やるべきだと思ったのです。

実際やってみると、教えいただいたこと、学んだことがたくさんありました。

体言止めの方がイメージがしやすいこと。登場人物がどんな服を着ているのかの解説がとても多いということ・・・。

中にはこんなエピソードもありました。状況をわかっていただくためにちょっと詳しく説明します。

解説をつけた一本に、ブレイクダンスの大好きなダウン症の青年が主人公にしたものがありました。練習を重ねて、あるイベントで披露するダンスで初めて側転に挑戦する、その過程をドキ

ュメントしたものでした。

主人公がダンスをはじめたのは、あるダンサーにあこがれたからです。そのダンサーは主人公が入っているダンスチームとは交流があり、本番直前の練習には応援にもきてました。カメラは、なかなかうまく側転ができない主人公をダンサーが励ますというシーンなども撮影していました。

いよいよ本番。イベントの司会をやっているのは、そのダンサーです。しかし私たちは、そのことをナレーションでは触れませんでした。画面にうつっているのだから分かるだろうと考えていたのです。解説放送には、司会者が映っている場面で、「司会をやっているのはあこがれのダンサーである」と入ってます。

放送後、解説つきで番組を見た複数の知り合いから、「解説を聞いて初めて司会があのだンサーさんだったことに気づいた」と感想をもらいました。もちろん、全員が“見えている人”です。

「意外と伝わっていなかったんだなあ」と私はまたまた不意を突かれた形になりました。思えば、私たちは番組を作る時に何度も何度も同じ映像を見て、考えに考えて形にしていきます。必要なら、映像を止めたり、巻き戻したりして、検討します。しかし、テレビを見ている人はそうではありません。一定の時間で流れていく番組を、時には何かをしながら、見ているものです。その瞬間に、誰かが声をかけるかもしれませんし、何か別のことに気を取られることだってあるでしょう。

もちろん、このことは私たちの世界ではよく言われてきたことですが、でも私などはどこかで私の作っている番組は別だと思っていたふしがあり、改めて現実を教えられたような気がしました。

以来、少しだけかもしれませんが、私のつけるナレーションは詳しくなったような気がします。くどくなっただけなのか、それとも分かりやすくなっているのか、それは分かりません。しかし、ライトハウスの方々と解説をつけるという作業を実際にしてみて、「絵」で分かることはわざわざ「音」で言う必要はないと考えていたのが、「絵」でも「音」でもという可能性をいつも考えるようになったことは確かです。

今後の番組づくりについて

解説や字幕をつけるというのは、放送の現場にとっては、手間のことを考えるだけでも大変なことです。言葉を選ばずに言うと、めんどくさい。今の、他の部署がつけるというシステムでも、私たちはその作業の時間を見越して前倒しで作らねばなりませんし、字幕用に台本を整えたり、テープを送ったりしなければなりません。

しかし今回の私がそうであったように、解説や字幕のことを考えるということは、気持ちの中に新しい視聴者像ができるということつながります。「見えて、聞こえる人」だけだったのが、「見えない人」「聞こえない人」も、というように。そうすればどこかで番組の作り方が変わってきます。

それが誰もが見やすい番組につながっていくのか、それとも例えば、情報性に乏しくなったり

テンポが落ちたりと、悪い要素も含んだものなのかはやってみなければ分かりません。しかし、試行錯誤、やってみる価値はあるトライだと思っています。

で、ここからは宣伝もかねたお知らせです。

2008年度から「きらっといきる」はすべての回に、解説放送をつけることになりました。他の部署に任すのではなく、ライトハウスの方々といっしょに自分たちでつけます。

NHKではめずらしい取り組みだと思います。今回も、夏に協力してくれた関係各所が全面的に協力してくれています。

解説放送を自分たちでつけるという営みが、「見える人」にとっても分かりやすい番組作りにつながるように、いろいろ試してみるつもりです。毎週金曜日の夜8時、教育テレビです。ご覧いただいて、感想などお寄せいただければと思います。

■ 2. 技術的な動向

デジタル放送サービスと情報バリアフリー技術の動向

NHK放送技術研究所 人間・情報 認知科学研究グループ

坂井 忠裕

デジタル放送の特徴

デジタル放送の一つの特徴としては、大きな画面で鮮明な映像が見られるということです。デジタル放送になると画面の横と縦の比が16:9のハイビジョンになり、アナログ放送ではゴーストと呼ばれていた映像が重なって見える現象がありましたが、まったくそれはなくなります。

それから2番目には高品質と臨場感のある音声です。CD並みのクリアな高音質になり、5.1チャンネルサウンドという、後ろからも前から音が聞こえる臨場感が得られるようになります。

3番目には移動体向け放送サービスです。すでに2006年4月から始まっていて、ワンセグサービスと呼ばれるものです。電車や車など、移動中でも安定して放送を受信でき、携帯電話や携帯端末に入れたテレビが見られます。

4番目にはマルチ編成サービスです。ハイビジョンの枠の中で、画質は落ちますが、同じチャンネルに最大3つの番組が送られるサービスができることになっています。実際に教育テレビでは今2番組を送っています。視聴者の多様なニーズに応えるマルチ編成が可能になります。

5番目にはデータ放送です。これにより、いつでもどこでもニュースや天気などの情報にアクセスすることができます。また、番組に連動した関連情報、たとえばプロ野球放送で、今、松井がバッターボックスに入っていたら、その打率が画面に出るなど、そういった情報も一緒に送られるサービスです。また、双方向機能によるショッピング番組、クイズ番組、紅白歌合戦などの投票など、視聴者が番組に参加することもできます。

6番目には「EPG」と呼ばれる電子番組表です。これは新聞のテレビ番組表のようなものがテレビの画面に表示でき、番組の詳細な内容、出演者の情報などがアクティブに見られます。また番組の予約選択など、録画機を結びつけると予約録画も可能です。

7番目に人にやさしい放送サービスです。字幕放送サービスが充実されることと、解説放送の充実が考えられます。アナログ放送の字幕放送では別途チューナーが必要でしたが、デジタル放送では標準装備になっています。アナログ放送には音声は2チャンネルしかなく、ステレオ放送にした時には解説放送はできなかった制約がありましたが、デジタル放送には4チャンネルあるので、解説放送を増やすことができます。

地上デジタル放送は2003年12月に東京、大阪、名古屋で始まり、2006年12月に全国すべての県庁所在地で開始されています。2011年7月にはアナログ放送は終了し、すべてデジタル放送になります。

デジタル放送に移行することによって、字幕放送や解説放送は確実に進んでいくと考えています。ただ、データ放送とEPGに関しては、視覚障害のある方には伝わらないという現状があり

ます。

情報バリアフリーの現状と取り組み

2007年に新たな「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」が策定され、字幕放送・解説放送が充実されます。これに関する放送局の対応と研究課題について述べさせていただきます。

放送局では字幕、音声解説の番組を増やしていく努力が続けられています。運用、設備を考えていくと、効率的に字幕や音声解説を付与する技術や、データ放送のアクセシビリティ技術が開発されることによって、視聴覚障害者の情報環境は充実する可能性があります。そのために、視聴覚に障害のある人の情報バリアフリーを目指した研究開発を推進しています。

聴覚障害者のための研究開発

最初に、聴覚に障害のある人のための字幕放送充実に向けた研究開発についてご紹介させていただきます。

まず、番組を先につくって、後で字幕を付与する「オフライン」と呼ばれている方式があります。ドラマやドキュメンタリーに用いられます。字幕はパソコンを利用して、人の手で文字を入力しています。字幕の表示の位置、タイミング、文字の色などを調整しながら、きめ細かな制作を行っています。30分番組で、最後の試写も含めると最短約8時間の制作時間が必要です。

2つ目に、「生字幕」という方法があります。生放送のニュース、スポーツ番組、歌謡番組、情報番組などにつけるもので、いろいろな入力方式があります。

一般的には、キーボードによる連携入力方式で、3名ぐらいで行われます。

もう一つは、特殊な高速入力用キーボード「ステノワード」を使った入力です。同時に複数のキーが操作できる文字列や配置のワープロで、これで文字や単語を入力していきます。NHK、日本テレビのニュースで使われています。

3つ目に「ダイレクト音声認識」です。これは音声認識技術を応用して、アナウンサーの話した声を自動的に文字に変換していきます。しかし、誤りが残りますので、最終的には人が修正して確実な情報として送出します。番組の音声の直接認識して、最終に4人ぐらいで誤りを修正し、約10秒の遅れで字幕を表示する仕様になっています。これはNHKのニュースなどで2006年3月まで使われていました。

4つ目に「リスピーク」があります。これも音声認識を使っているのですが、対談番組ではくだけた言葉づかいをしたり、スポーツ番組ではアナウンサーが絶叫したり、まわりの雑音が入ったりで、音声認識が難しくなります。ですからアナウンサーがスタジオにいて、スポーツなどの番組をテレビで見て、音を聞いて、きれいな言葉でもう一度言い直します。それを音声認識して、修正して字幕に出すということをしています。

ここでダイレクト音声認識とリスピーク音声認識について補足します。ダイレクト音声認識は、機械が全部翻訳してくれますので、運用面では理想的です。しかし、雑音の小さい場面では実用的ですが、背景の雑音が大きい時や話し言葉については認識率が不十分です。リスピークはそれを解消できますが、複数のスタッフ、アナウンサーが必要といった問題があります。アナウンサー

ーは相当な集中力が必要で、つらい仕事のようなです。

NHKでは現在、ニュース番組ではハイブリッド方式を検討しています。認識率の高い項目はダイレクト音声認識をして、それ以外ではリスピークする方式です。双方のいいところを取り入れているのですね。

このハイブリッドの認識方式に加え、キーボード入力も可能にしようというアイデアがあります。2名ぐらいの少人数で確実な修正方式をとることで、運用コストの低い生字幕制作システムができないか、研究を進めています。

このシステムは、将来、ローカルニュースなどに導入することを目指しています。全国各地にローカル局が50局ほどあります。そこでも番組やニュースに字幕を付けなければいけないので、ここに導入できるよう、研究を進めています。

字幕放送の充実に向けた研究開発

字幕放送の充実に向けた研究開発は、まず音声認識をベースにしています。ニュースでは、対談や、現場レポートでのくだけた話し方、早口、背景の雑音にも強い音声認識の開発を進めています。スポーツ、情報番組については、リスピーク方式でなくダイレクト音声認識ができるように性能を向上させる研究をしています。

音声認識のためには、人の話した声を直接文字に変換するために、膨大な情報を必要とします。たとえばニュースに関連する人の情報、昨日のニュースの情報などを常にデータベースとしてもっていて、それを予測して選択しています。汎用的に使える音声認識のために、認識できる単語を増やし、大規模な語彙のデータベースをつくっています。

手話放送の研究動向

次に、手話放送についてふれさせていただきます。現在、NHKで手話放送を行っているのは手話ニュースや、手話番組である「みんなの手話」、「ワンポイント手話」など、あまり多くありません。

手話は、話しながら、口や手の動きで内容を伝える「シムコム」といわれている表現になっています。制作サイドでは、画面内で丸い枠に手話を入れる放送はなるべくしないことになっています。画面が小さいため手話の細かい部分、表情がわかりにくいというのがその理由です。

手話放送は、本来ならば高画質の動画像で提供すべきですが、さまざまな制限があります。たとえば1つの画面に手話を表示する場合には、番組の映像との重なりなど提示方法の課題があります。それと、たとえばデータ放送で手話の画像を送るとなると、画像は情報量が大きいため、転送に問題が出てきます。

こういった課題に対して、いろいろな研究がされています。CGを利用して手話をアニメーションで表示する研究も行われています。テキストデータを送り、そのデータからCGで手話を動かす研究です。たとえば日立のCGアニメーションによる手話生成があります。日本語の文章を入力すれば、三次元CGで表情などがついた手話をアニメーションでつくることのできる技術です。

あるいは、たとえば「走る」という単語を記述すると、その記述によってCGが動くような、記述方式の基礎的な研究も行われています。かなり先の長い研究だと思いますが、興味深いものです。

視覚障害者のための研究開発

視覚に障害のある人のためには、まず解説放送に向けた研究開発が行われています。解説放送では、放送の1週間前までにカンプロ（完成したプログラム、ビデオ）をつくります。シナリオの製作者はそれを試写して、どこに解説を入れるのか判断します。そしてアフレコをして試写をする、という制作手順になっています。これには、もう1本番組をつくるぐらいの手間がかかります。

解説放送の質も問題になっていて、シナリオライターは限られたインターバルに状況を全部はめ込まなければいけないので、言葉の選択などで相当のスキルを必要としています。

また、視覚障害者の立場で、限りなくラジオに近い感覚で作成するので、単に台本のト書きのような具合では質的に不十分です。ナレーターの感性も大変重要な要素です。

解説放送を拡充していくには多くの課題があります。たとえば、ドラマのように感性がある番組ではシナリオ制作を（機械が）自動化することは難しいだろうと考えています。状況を認識して解説文を作ったり、音声とかぶらずに解説を入れていくことには非常に熟練が必要です。

一方で視覚障害の方からは、ドラマ以外の番組にも解説をつけてほしいというニーズがあります。スポーツ番組や料理番組にはそれほど感情の投入が必要ないので、何か方法があるのではないかと考えています。たとえば、データ放送を利用して、番組に連動した説明情報を一緒に送ることを考え、今、研究に着手し始めたところです。

それから、解説放送とは違うのですが、画面内で表示される文字をどう伝達するかは大きな課題で、非常に高いニーズがあります。たとえばニュースや地震速報などの文字スーパー、あるいは外国映画の字幕スーパーなどの文字です。その中で、現在は、最もニーズの高いニュース速報、災害情報などの文字スーパーに取り組んでいます。

災害情報があると、気象庁から自動的に放送局にデータが配信されます。放送局では、配信されたデータをもとに、音声合成をします。それも、アナウンサーのようにきれいな声で合成し、その音声を、解説放送と同じく副音声に流すことを考えています。

受信側では、地震速報があった時に、「地震が起きました」という音声、デジタルチューナーの副音声から出ることを想定しています。こうすれば、現在の解説放送と同じシステムを使うことができます。これについては、技術的な検証はできていて、NHKが行う年に一度の技研公開で、去年6月にお見せして確認しています。遠くない将来にサービスができるというレベルに達していると考えています。

データ放送のアクセシブル化に向けた研究開発

データ放送は、現在のところ、視覚障害者は使えないと最初に申しましたが、これはコンテンツの記述に音声化できるテキスト情報が付けられていないからです。これは致命的で、また規格

化もされておらず、音声以外にも、たとえば点字での出力もできません。

それから、データ放送は画面を見ながらリモコンで操作するグラフィック・ユーザー・インターフェース（GUI）になっていますので、これもパソコン同様の課題があります。

それから、データ放送は、図表やグラフなど視覚的に表現されるコンテンツが多いため、こういったものをどうしていくかが課題になっています。これについては情報通信研究機構の委託研究を受け、NHKと東大が共同でマルチメディアブラウジング技術の研究開発を行っています。

この研究の目標は、まず1つ目に、視覚障害のある人にデジタル放送を伝える環境をつくることです。2つ目に、放送と通信両方に共通したアクセシブルな環境を目指すことです。3つ目に、視覚障害者の誰もが情報を得られる提示環境をつくることです。4つ目に、将来的に、図や表、グラフなどを伝えられる提示環境を目指すことになっています。

放送と通信のいろいろなコンテンツの中で、アクセシブルでないコンテンツが、アクセシブルになるように、説明情報などを加える枠組みを、共通の基盤としてつくっていきます。そして、提示側では音声合成や、弱視の方のために拡大や反転表示ができる方法、あるいは点字や指点字で出力する方法、そして将来的には、触覚的に、画面上からタッチパネルで選択できる方法など、（障害のタイプに適して）もっとも使いやすいインターフェースを考えていきます。

こういった枠組みをつくることにより、わかりやすいインターフェースや統一的な情報提示環境が可能になります。コンテンツの制作側では、共通のメタ情報をデータに付ければよいわけですし、装置メーカー側では、表示データは共通な出力のインターフェースからとれることになります。

このプロジェクトの成果としましては、まず、視覚障害のある人にデジタル放送を伝える環境として、実際のデータ放送や電子番組表（EPG）の取得を可能にしています。それから、地震などの緊急放送を伝えられる方式を実証しています。字幕放送をリアルタイムで盲ろう者に点字で伝える方式も実証しています。また、放送と通信の両方に共通したアクセシブルな環境を目指して、データ放送をアクセシブルにするよう変換する技術を実現しています。

それから、コンテンツに依存せずに視覚障害者がわかりやすい補助データを付加する統一的な記述方式と、共通なインターフェースを規定しています。これにより、将来的には放送と通信で、共通な環境を提供する可能性ができました。

さらに、視覚に障害のある人の誰もが情報を得られる提示環境として、弱視、全盲、盲ろうの方など、障害のタイプや程度に応じた提示方式を実現しました。音声、点字、指点字、あるいは触覚デバイスといったもので、一つのデータからマルチに使える枠組みを実現しています。

また、個々のユーザーに応じた条件で提示できる方式を実現しています。たとえば弱視の方は照明によっても見え方が違うことがあります。ユーザーのニーズによって拡大表示、反転表示、色なども自由に変えられる方式、あるいは、将来的には触覚ディスプレイで、人の指の感覚に応じて（操作ボタンなどの）サイズや配置を変えることもできるようになります。

それから、PCなどの情報機器に慣れていない人でも容易な操作で情報取得ができるために、適切なガイドがある効果的なナビゲーションを実現しています。操作方法を知らせるガイドや、図や表、詳細文章などの階層の移動を知らせるガイドです。

また、操作やアクセスの状態、たとえば情報を取得しているとか、リンクがあるかないかなどを、サイン音や振動で伝えられるインターフェースを考慮しています。

最後に、将来的に、図や表、グラフなどを伝えられる提示環境の提供として、まず階層やツリーの構造を理解して、アクセスしやすくするデバイスがあります。単に音声だけではなくて、触覚的に、表の構造（格子状の構造）を触りながら、音を聞いたり、直接アクセスできる方法もあります。図などについては、触覚ディスプレイに表示できる仕組みも考え、備えています。

以上、聴覚に障害のある人、視覚に障害のある人のための研究開発の動向を述べさせていただきました。研究開発は実用化に向けた方策が重要であると、いつも感じていて、皆様のご支援をいただければと思っています。

※2008年3月15日開催 障害者放送協議会シンポジウム「情報アクセシビリティの実現に向けて～障害者権利条約の時代における、著作権と放送バリアフリー」における講演より。

第3章

障害者専用放送の可能性

■ 1. 海外の状況

韓国における視覚障害者専用放送

J B S 日本福祉放送

川越 利信

はじめに

韓国における視覚障害者専用放送は、現在は韓国放送・K B S が全面的に担っている。そこで、韓国における視覚障害者専用放送の実情を把握するために、去る 2008 年 2 月 25 日、ソウルにある K B S の本部を訪ねた。そして、視覚障害者専用放送について、約 2 時間、「3 ラジオ」の概況を伺った。通訳の労をとってくださったのは、ソウルで流通におけるコンテンツの著作権処理に携わっておられる除 定喜 (Sou Jonson) さん。日本の大学を卒業後、帰国し現在の仕事を始められた。

インタビューに応じてくださったのは、「1 ラジオ」チーム 1 プロデューサーのアン・ジョンキュン (Ahn Jeong Kyun) さんと「3 ラジオ」ディレクターのジョン・テドック (Jun Tae-Duk) さん。アン・ジョンキュンさんが主にに応じてくださったのだが、「3 ラジオ」を担当されてまだ日が浅いとのことだった。

当日はイ・ミョンバク大統領の就任式の日であった。言うまでもなく、大統領制の国である韓国と日本とでは、政治の仕組みや選挙に対する考え方が全く異なる。当日は、まさにその差異を実感させられる日であった。国会に隣接する K B S の周辺は、大統領就任を祝うために各地から集まった人々のためのバスが広場という広場を埋めつくし、就任式会場では関連イベントが行われ、祝賀の人々であふれかえっていた。引き続き盛大にパレードが行われ、街は賑わった。

インタビューは、「3 ラジオ」の部屋で行われた。その間、T V モニターは祝賀パレード中継の模様を映し出していた。

3 ラジオとは、NHK で言えばラジオ第 1 放送、第 2 放送に新たなチャンネルが加わったかのような形のいわば「ラジオ第 3 放送」とでもいうようなもの。

この 3 ラジオは、元々は障害者・高齢者を対象とする理念のもとに発足したが、現実の編成では障害者や高齢者を意識した番組が若干組まれているものの、実態は当初も今も視覚障害者専用放送である。

経営主体が K B S ということもあり、順風満帆なのだろうと思っていたのだが、必ずしもそうではなさそうである。名実ともに視覚障害者専用放送にした方が（そう謳った方が）いいのではないかという意見がある一方、視覚障害者も普通のラジオが聴けるのだから 1 ラジオや 2 ラジオと一緒に利用すればいいのではないかという議論も水面下では行われているようでもある。現実とは言えば、3 ラジオの予算は年々 7 ～ 10 パーセントも下がり続け、今では 5 ～ 6 年前の 2 分の 1 にまでに削減されたと言う。3 ラジオの編成・制作担当者の悩みはいかばかりであろうか。

以下、インタビューで伺った 3 ラジオの概要を報告する。

1. 沿革

視覚障害者に対する放送の試みは1985年に開始された。最初は部分チャンネルで「明日は青い空」という6時間番組を主に視覚障害者を意識して放送していた。しかし、この番組を聴くためにはSCAという特別な受信器が必要であった。そこで、この視覚障害者専用放送受信器である特別な小型ラジオ5万個が視覚障害者団体を通して配布された。FM波のサブキャリア（搬送波）を利用した特別なラジオであったと思われる。当時の米国における視覚障害者専用放送もFMのサブキャリアを利用するのが主流であった。そのため、受信専用器の小型ラジオが視覚障害者施設で販売されていた。

FM波のサブキャリアとは、波の良質な部分は音楽などいわゆる放送で使い、端っことでもいいのか良質ではないしたがって商業で使いにくい部分の波を活用する仕組みで、一般のラジオではその周波数をキャッチできないために専用の受信ラジオが必要となる。

1995年、西江（ソガン）大学の協力で新たな番組の制作を開始し、視覚障害者専用放送は新たな段階に入った。

1999年、「3ラジオ」としてスタートする。2ラジオがFMに移動したのでその後の電波をもらい受ける形での独立波への移行であった。制作等においては、引き続きソガン大学のボランティア協力を得ながら「3ラジオ」放送を開始した。

2000年、3ラジオは予算を確保し、ソガン大学の協力なしで編成・制作、送出のすべてを独自に行うこととなり、本格的な開局が実現した。

2. 利用者

（1）利用者の状況

視覚障害利用者数および年齢層、男女の別、地域分布など利用者に関する状況は把握できていない。AM放送なので大がかりな調査をしない限り確かに把握は困難だろう。そこで、ウェブ（インターネット）・ラジオはどれくらいの人々が利用しているのか、質問したが残念ながら回答は得られなかった。

韓国の人口は4,500万人強である。公表されている数字によると、視覚障害者数は27万人（0.6パーセント）で、聴覚障害者数は28万人である。障害者全体数は、2003年度版調査資料によると登録されている障害者数は120万人で、未登録者を含めた想定障害者数は250万人（5.5%）とされているようだ。

（2）利用者のニーズ

ニーズ調査は、3ラジオとしては特別には行っていない。政府資料にしたがっているとのこと。政府資料とは、視覚障害者団体からの要望に基づくもののようである。そこで、資料の解説や詳細情報は視覚障害者団体から入手しているという。

とは言いながらも、年に1回（1日）、電話によるリスナーの意見聴取は行っている。放送中の番組について、番組を共に聴きながら、電話でいろんな感想や意見を聞きとる手法だ。春秋の番組の改編時には視覚障害者団体の人たちと相談・協議の場も持っている。

（３）利用者への広報

利用者への広報は、KBSの１ラジオおよび２ラジオで60秒スポットを放送している。また、視覚障害者団体のホームページを活用して案内している。

３．番組編成

３ラジオの開局理念は、1989年に３ラジオとしてスタートした時もそれ以前の試みの時代も障害者・高齢者が対象となっているが、実態は、視覚障害者専用放送である。もちろん、少しではあるがその理念は今も編成に反映している。

編成表を見て最も「違い」を感じるのは北朝鮮向け番組があることだ。韓国の難しい状況を物語っている。朗読番組が重視されている点も、日本とは異なる。日本の場合は、点字図書館が充実した録音図書サービスを展開しているので、朗読番組編成の優先順位は低い。一般ニュースは１ラジオの放送を再送信している。一般のメディアは扱わないが視覚障害者にとっては必要な情報に関しては、今のところ「明日は青い空」の中で扱われているようだ。

防災関連番組については、１ラジオが担当しているので、３ラジオでは扱っていない。日曜日は、視覚障害者自身が出演する番組が複数ある。

以下が番組の概要である。なお、番組表は資料１の通り。

- 愛の書店　－色々なジャンルの本の紹介と主要部分の朗読など
- 連続朗読　－本の朗読
- ラジオ劇場　－ラジオドラマ
- ラジオ旅行記　－世界各地の観光地の紹介
- ジ・スンヒョンの音楽便り　－リスナーの手紙を読む番組。受刑中の人々の手紙も読む。
- 今日の新聞（朝刊）　－政治経済を中心に読む。朝鮮日報、中央日報、世界日報、東亜日報の４紙を扱っている。
- 小説劇場　－朗読番組
- ガン・ウオンレの歌の贈り物　－ジャンルを問わない音楽番組で、最近の新しい曲を扱う。
- 出発！カッコイイ人生　－老人のための再出発、素晴らしい人生事例など。
- 健康３６５　－健康相談番組。貧困層、視覚障害者、外国人労働者などの相談及び病院の紹介など。
- 今日の夕刊（夕刊）　－夕刊を読む番組
- 明日は青空　－障害者関連の番組。行政施策、時事・ニュース等
- 音声でみる世の中　－雑誌、機関誌、月刊誌などの音訳（朗読）
- スポーツハイライト　－１ラジオから再送信
- 時の流れ、歌の流れ　－漢民族、北朝鮮の人たちのための音楽番組
- 宗教と人生　－キリスト教、仏教など
- 親しい歌曲　－音楽番組

４．媒体と放送域

1985年に部分チャンネルで試みを開始した当時は「明日は青い空」という6時間番組を放送していた。だが、この放送を受信するためには特別な小型ラジオが必要であった。そこで、5万台の特別なラジオを視覚障害者に配布した。

現在の3ラジオの主媒体はAM（中波）ラジオである。原則的には全国放送である。しかし、実際には受信出来ない地域もある。というより、資料3の「韓国における放送域マップ」が示す通り、面積としてはむしろ3ラジオが受信出来ない地域の方が多いようにも思われる。おそらくこれは、人口4,500万人のうち約50パーセントに相当する2,000万人強の人々がソウルおよびその周辺に集中しているという韓国の人口分布の特異な状況が影響しているのかも知れない。日本以上に、人口密度が薄い地域が多いようだ。そのことを物語るように、ソウル市内には高層集合住宅が密集している。人口密度の多い地域には、当然、優先的に電波受発信塔が設置されるが、そうでない地域に対してはおのずと消極的になるのだろうか。

もちろん、インターネットでの受信も可能である。会員登録をするとID・パスワードが与えられる。AM（中波）で受信できない地域の人でパソコンが使える視覚障害者はインターネット・ラジオを利用することになる。

ちなみにKBSの視聴料は、表向きは無料である。というのは、一般国民の場合はラジオもテレビも視聴料は電気代に含まれて徴収されるからである。貧困層ならびに障害者は無料である。

5. 著作権

3ラジオもJBS日本福祉放送と同様に当日の新聞を音訳（朗読）する番組を持っている。JBSの場合は各新聞社に対して契約に基づき著作権料を毎月支払っているが、3ラジオは支払っていない。その根拠は、各新聞社もKBSのラジオやテレビの情報を活用するからお互い様であるということのようだ。思えば日本でも、JBS日本福祉放送が新聞音訳番組をスタートした19年前、たとえば毎日新聞社（大阪）は契約書も覚書も交わさずに新聞音訳番組で毎日新聞を自由に使うことを承諾された。もちろん、数年後、状況は変化して行くことになる。

3ラジオは、小説の朗読番組においては出版社に対して「使用料」を支払っている。しかし、ある日、作家から苦情が入ったそうだ。これに対して、KBSとしては出版社に使用料を支払っている、作家は既に出版社から対価をもらっているはずだ、合点が行かない、と主張。KBSは最初の段階では出版社と契約書なしで番組を作っていたが、「事件」以降、契約を交わしているという。

著作権に関する認識は、韓国と日本とでは相当な距離があることは以前から認識していたが、今回あらためて実感した。逆に言えば、知的財産権に関する認識普及や著作権ビジネスはむしろこれからが本番なのかも知れない。通訳の労をとってくださった除 定喜さんが今後は流通から直接にメディア絡みの著作権処理の仕事をしてゆきたいとおっしゃるのも、ここらあたりに視点を当ててのことかも知れない。

6. 予算・体制

（1）体制

3ラジオを担当する正職員は14人である。プロデューサー（編成・制作）が11人、制作事務・

総務系が4人である。原則的に1番組3人体制で制作している。正職員以外の外部スタッフも入れると総勢57人体制となる。

この人数で十分な体制なのか、そうでないのかは何とも言えない。判断は分かれるところである。

(2) 予算

3ラジオの年間予算は、毎年7～10パーセント減額され続けている。今では、5年前の半額12億ウォン（約1億2千万円）である。ちなみに、KBS全体の予算は3兆ウォン（3千億円）である。

なお、3ラジオの予算には、正職員14人分の人件費は入っていない。編成・制作に関する経費のみである。正職員以外の42人分の人件費は制作費に含まれている。

体制・予算について、日本の場合はどう考えたらいいのだろうか。ここに目安となる試算がある。資料3である。この試算は、平成7年から平成8年にかけて検討が進められた「視聴覚障害者向け専門放送システム調査研究会」（郵政省）において参考資料として用いられたものである。検討の結果は平成8年3月に公表された。古い資料ではあるが、目安としては有効である。この資料の3ラジオとの基本的な違いは、民間事業体が行うという前提の試算になっている点である。したがって、衛星使用料や放送基本設備費も盛られている一方、制作費においては外部スタッフと連携できる予算額ではない。

7. 課題

(1) 予算

課題として、予算不足が最初に挙げられた。人手不足で制作が思うようにゆかないと言う。午前6時から深夜2時まで、毎日、365日の放送であり、また、ニーズに応える編成、番組の質や正確な情報を伝えることの重要性和困難性などを考えると、確かにそうとも言える。誤解を恐れずに言えば、CS障害者放送統一機構やJBS日本福祉放送などの民間事業体であればともかくも、事実上の国家機関であるKBSの経営となれば、事情は異なる。担当者への同情の余地はある。

「現状の予算に人件費14人分を乗せて、民間委託または移管をされたらどうですか？」

国の事情や成熟度も異なるし、無責任に聞こえる可能性もあるので、言葉にできなかった。

(2) 放送域

2つ目の課題は、限定されている放送域の現状についてであった。現在、放送媒体としてはAM波が使用されているが、受信できない地域が多い。そのことを解決する方法として、アン・ジョンキュンさん達は2012年のデジタル化に期待をかけている。理由としては、FMとデジタルとが併用できる、FMがデジタルに移動した後のFM波を使えるので、などが挙げられた。なるほど、3ラジオ以上に電波塔設備が整っているFM波（資料2参照）が、もし、使えるのであれば放送域は現状より確かに広がる。

韓国と日本とでは、デジタル化においてもいろんな点で差異がたぶんあるのだろう。いずれにしても、それぞれの国の視覚障害者が恩恵を受けられるデジタル化であって欲しいと願う。

8. 感想 ― 視覚障害者専用放送の在り方

アン・ジョンキュンさんとジョン・テドックさんの話を伺いながら気になったことがいくつかある。それらについて、JBS日本福祉放送の実情も重ね合わせながら、視覚障害者専用放送の在り方における原則的な感想を述べてみたい。

(1) 視覚障害者専用放送の在り方

韓国における視覚障害者専用放送は、特に経営主体および体制や予算等の観点からは先駆者であり、学ぶ点が多い。ところが、その先駆的な試みゆえに、基本的なところに悩ましい問題が横たわっているとも思われる。おそらく、これらの問題は、韓国に限らず日本にも通じる面がある。3ラジオは、今、視覚障害者専用放送としての基本的な在りようが問われていると思われる。実際、毎年、予算が削減されていて、5～6年前の2分の1にまで減額されているという現実がある。方や、視覚障害者も普通のラジオが聴けるのだから一般放送の1ラジオ・2ラジオやFMと一緒に利用すればいいじゃないかという、視覚障害者の障害の本質を理解できていない人々による無責任な議論があるようだ。もちろん、障害者や高齢者に対する放送という理念を、名実ともに視覚障害者専用放送に特化してはどうか、という意見もあるようだ。いずれにしても、視覚障害者専用放送の在りようが問われているように感じる。

せっかく先駆的な試みをされているのに、どうしたらこれ以上の予算削減を止められるのだろうか。無理解な3ラジオ不要論者の発言を許さないためにはどんな説得力を持てばいいのだろうか。JBS日本福祉放送の厳しい現状も重ね合わせながら考えてみたい。

視覚障害者の障害の本質は、情報障害である。ゆえに、情報支援が優先されねばならない。視覚障害者専用放送の存在意義は、「目の代わり」の役割を果たすことだろう。「目の代わり」の機能が、つまり、情報支援の一環としての視覚代替保障が社会的に機能する状態をイメージしたい。情報支援の手法は、点字図書館のサービスなど、いろんな方法が考えられるし現に機能している。視覚障害者専用放送はその中の一手法に過ぎない。当然、それぞれの手法には、弱さもあれば得意な部分もある。したがって、もし、いろんな情報支援手段が連携し合うことができれば、更なる相乗効果が期待できる。視覚障害者の利益がより高まり、社会参加がより促進される。

放送の場合は、放送媒体としての得意な部分を前に出して、視覚障害者専用放送の有用性を浮き彫りにしながら「目の代わり」を果たしてゆくことが肝要であると考ええる。

(2) 視覚障害者専用放送の役割と必要性

では、視覚障害者専用放送の有用性を浮き彫りにしながら「目の代わり」の役割を果たすとは、たとえばどういうことなのだろうか？ 端的には、視覚障害者が必要としている情報を提供することだろう。視覚障害者のニーズには、視覚障害ゆえに目の健康な人々とは異なる部分がある。その異なる部分、一般のメディアでは得られにくい部分を補完するのが大切な役割である。一般のラジオに似たような情報提供では、そこに専用放送としての存在意義は見出せない。

たとえば事例のひとつとして、三療番組がある。多くの視覚障害者が携わる仕事に三療（さんりょう）と言われる鍼灸・マッサージ業がある。医療類似行為に属する職種で、日々研鑽が求められる。しかし、一般のメディアは三療関連情報をほとんど扱わない。したがって視覚障害者専

用メディアが取り扱うこととなる。一般メディアに比較すれば確かに小数のリスナーなり読者ではあるが、三療に携わる視覚障害者にとっては重要な情報である。

次の事例は、料理とパソコン。レシピや具体的な調理法に加えて、火や油などの危険をうまく回避して安全に、そして、どうきれいに盛り付けるか、など一般のメディアとは若干異なる情報内容になる。パソコン講座も独特である。ITの世界は日を追うごとに視覚的に変遷してゆく。視覚障害者から言えば、日々、対応しづらくなっていく印象である。視覚的な情報機器を音だけで操作しなくてはならないので限度はあるものの、実に多くの視覚障害者がパソコンを上手に操作し、情報の受発信を行っている。パソコン講座の番組では、視覚的な一覧性の情報を紐状態の情報に変えて、講座を進める。専用放送だからこそ可能な番組である。

新聞番組を事例として見てみたい。3ラジオもJBS日本福祉放送もその日の朝・夕刊を3～4紙音訳（朗読）する番組を持っている。聴取率の高い番組である。新聞は、国民生活に強い影響力を今なお持っている。視覚障害者の多くも当然ながら新聞へのアクセスを望んでいる。そこで、ラジオの強さのひとつである速報性を活かして、その日の朝刊・夕刊を生放送で音声訳し、リスナーに届ける。新聞の「報道記事の内容はリスナーが判断する」という原則を大事にするために、新聞記事をはしょったりアレンジしたりしないで、原則的には、原文通りに読む（音訳）。さらに、各紙の報道姿勢や記事内容を比較できるよう、複数紙を読む。ということは、それなりの時間を要する。3ラジオは朝刊100分、夕刊60分を新聞番組にあてている。JBS日本福祉放送の場合は、朝刊120分、夕刊90分の編成になっている。

以上、いくつかの事例を見てみた。本当は、ここで防災情報に触れたいところではあるが、今回は敢えて扱わない。

こうして見てみると、一般のラジオと視覚障害者専用放送は似て非なる情報源であると共に役割が異なることが理解できる。視覚に障害のない人が聞いても、おもしろくも何ともない、むしろ「何じゃ、これは!」と思われるのかも知れない。しかし、視覚障害者にとっては、大事な情報源の一つなのである。また、専用放送は、視覚障害者のニーズに応じて「目の代わり」に徹するからこそ専用放送としての存在意義があり、そこに必要性がある。

（3）ニーズ

視覚障害者が求める情報を、どう把握するのか。これは、大切なことであるとともに困難な課題でもある。何故ならば、視覚障害者の本当のニーズが表に出てくるとは限らないからだ。表に出てくるニーズと表に出ない、出しにくい、あるいは出せない潜在的なニーズとがある。「ニーズ」と言えば、聞こえはいいが、実は厄介なものなのである。本当のニーズはどの辺にあるのか、何なのか、読み解くのが難しい、掴み難いものなのである。

3ラジオは、政府資料に加えて視覚障害者団体からニーズに関する詳細資料を入手し、また、年に1回（1日）、放送中の番組について、番組を聴きながら、電話でいろんな感想や意見を聞きとる手法よりリスナーの意見聴取を行っている。さらに、春秋の番組の改編時には視覚障害者団体と相談・協議の場も持っている。ニーズ把握に努力されている、と言える。少なくとも、表に出るニーズに関しては、そう言える。気になるのは、表に出にくいニーズの把握と処理（編成）である。そのことは、たぶん今たまたま担当されている方々は感じておられるに違いない、と勝手に想像する。

(4) 編成

JBS日本福祉放送の現状を敢えて無視して、編成の原則論を述べるとすれば、ニーズは編成に反映される。したがって編成は、視覚障害者専用放送が本当にリスナーに視点をあてているのか、リスナーの声を聞こうとしているのかを確認する目安となる。もっと言えば編成は、視覚障害者専用放送の存在意義そのものである、と言っても過言ではない。

果てしなく予算削減を許し、3ラジオの存在を危うくしかねない「普通のラジオ（1ラジオ、2ラジオ）でいいじゃないか」という議論に立ち向かうためには、編成で番組の必要性を主張することが大事ではないか、と考える。編成の議論を通しての関係者への説得作業は、リスナーの支持という味方を得られる可能性がある。したがって言うまでもなく、前提となるニーズは、表に出にくい潜在的に求められている情報の提供が編成に織り込まれていなければ、望ましい専用放送とは言い難いし、支持は得にくいだろう。

3ラジオは、今、確かに困難な状況に在るように感じる。どんな打開策が準備されているのだろうか。その打開策は、具体的にどのように展開されるのだろうか。次回、訪問の機会が得られれば、そこを知りたい。

おわりに

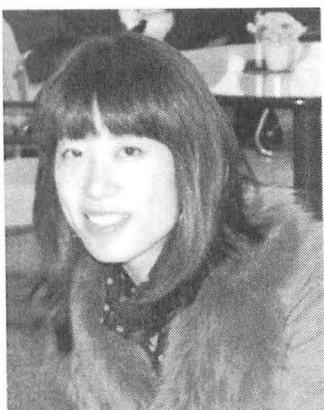
専用放送の表現については、「障害者専用放送」ではなく、意識的に「視覚障害者専用放送」という表現を用いた。もちろん、他意はない。現実には私自身が携わっているのは視覚障害者に対する専用放送であるという理由からである。

「8. 感想—視覚障害者専用放送の在り方」については、私自身が所属するJBS日本福祉放送の実情を考えると、意見を述べることで体が恥ずかしい限りであるが、あえて原則に沿った感想を述べた。実際、JBS日本福祉放送は、ある程度の編成を実現していた頃に比べて特にこの3～4年、視覚障害者のニーズに答えられていない。正直に言って、質・量ともにかなり落ち込んでいる。理由は、一にも二にも予算の不足である。今年は開局20周年となる節目の年でもある。容易ではないが、何としても予算を確保し、ニーズに答え得る編成の実現を図りたいと願っている。その必要性を、KBSの3ラジオを訪ねて、改めて痛感した。

ところで、実は私は韓国を訪問したのは今回が初めてであった。時差もない隣国。その隣国のことを私はほとんど何も知らない。出会った人々、ソウルの街、みんな好感が持てた。3ラジオの皆さんもとてもいい人たちであった。また、出かける機会を得たい。そして、もう少し隣国の人たちのことを知りたい。



写真：「1ラジオ」チーム1プロデューサーのアン・ジョンキュン（Ahn Jeong Kyun）さん（中央）と「3ラジオ」ディレクターのジョン・テドック（Jun Tae-Duk）さん（左）。右、川越。



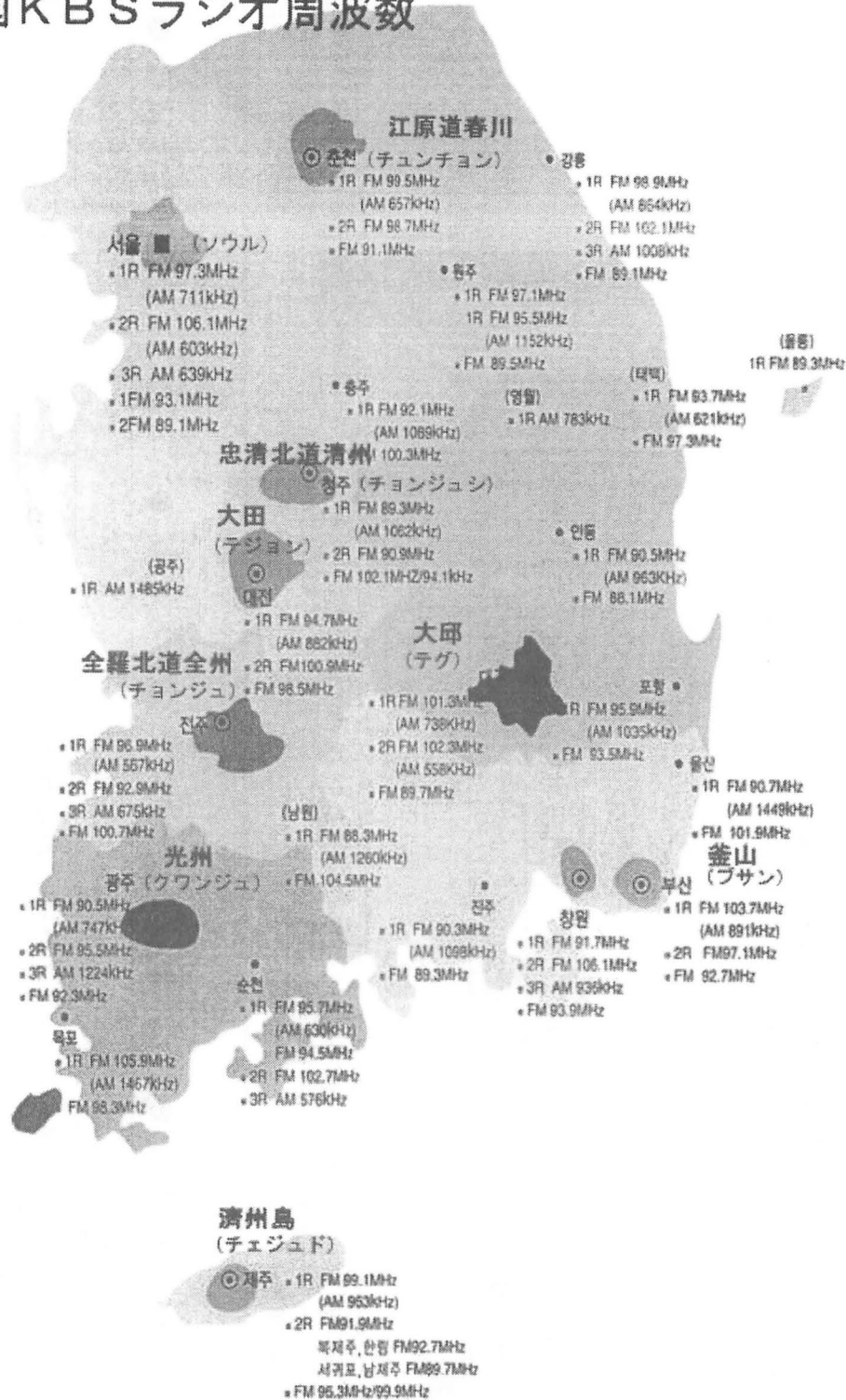
除 定喜（Sou Jonson）さん。KBSで。

- 資料
- 1 番組表
 - 2 放送域マップ
 - 3 視覚障害者専門放送局設立概算費用（試算）

資料 1 番組表

時 間		番 組
6:00		愛の書店
7:00		連続朗読
	7:20	ラジオ劇場
	7:40	ラジオ旅行記
8:00		ジ・スンヒョンの音楽便り
9:00		共に生きる世の中を作る
10:00		今日の新聞（朝刊）
11:00		
12:00	11:40	小説劇場
	12:10	ガン・ウオンレの歌の贈り物
1:00		我らは一つの家族
2:00		出発！カッコイイ人生
3:00		愛の書店 再放送
4:00		健康 3 6 5
5:00		今日の新聞（夕刊）
6:00		明日は青空
	6:58	障害者認識改善のためのマインドキャンペーン
7:00		音声でみる世の中
8:00		連続朗読 再放送
	8:20	小説劇場 再放送
	8:40	ラジオ旅行記 再放送
9:00		K B S ニュース 9
	9:35	スポーツハイライト
10:00		時間の流れ、歌の流れ
11:00		宗教と人生
	11:30	親しい歌曲
12:00		我らは一つの家族 再放送
1:00		明日は青空 再放送
2:00		音声で見る世の中 再放送
3:00 6:00		停波

전국 KBS 라디오 주파수 全国KBSラジオ周波数



資料 3

視覚障害者専門放送局設立概算費用（試算）

○この資料は、平成 8 年「視聴覚障害者専門放送システム調査研究会」（郵政省）で使用された資料です。

設備投資

項目	総額	6 年リースの場合
スタジオ設備	22,000	4,000／年

運用費概算

1 千円/年

	回線／アップリンク料	番組制作費	オフィス賃貸料	人件費	設備リース料	その他雑貨	T O T A L
デジタル(300KHz)	1 2 0 0 0	70,000	17,000	120,000	4,000	25,000	248,000

算出基準
● 2 4 時間 365 日番組配信 ● オフィス（スタジオ東京・大阪）各 70 坪 ● アップリンク委託 ● 社員 12 名 ● スタジオ自社所有

2

	回線／アップリンク料	番組制作費	オフィス賃貸料	人件費	設備リース料	その他雑貨	T O T A L
デジタル(300KHz)	9,600	60,000	12,000	72,000	4,000	12,000	169,000

算出基準
● 2 4 時間 365 日番組配信 ● オフィス（スタジオ東京・大阪）各 50 坪 ● アップリンク委託 ● 社員 12 名 ● スタジオ自社所有

■ 2. 障害者専用放送局（仮称）の設立に向けて

特定非営利法人 C S 障害者放送統一機構 理事長
高田 英一

1. はじめに

（1）テレビ放送の障害者

現在のテレビ放送の視聴に障害のある人は主に聴覚障害者、視覚障害者です。聴覚障害者は音声がかえらない、また聞きにくいこと。視覚障害者は画像が見えない、また見えにくいことでテレビ視聴に障害があります。

また、知的障害者は放送内容が難解で、理解しにくいことでテレビ視聴に障害があります。

聴覚障害者には、ろう者、難聴者等が含まれ、ろう者は主として手話を、難聴者は主として字幕を必要とします。ろう者は10万人以上、難聴者は6百万人と推定されています。なお、難聴者は補聴器を掛けることで音声聞き取れると一般に理解されますが、音声と言葉（言語）の聞き取りは別々の問題であって、補聴器で音声は聞こえても言葉が聞き取れない、聞き取りにくいという人は多いのです。概ね聴力が30デシベル以上になると、聞き取りに困難を感じ始めますが、わが国では両耳で70デシベル以上になって初めて障害が判定され、障害者手帳が交付される制度になっています。したがって、障害者手帳を所持する聴覚障害者は30万人ですが、聞こえに障害のある人との間には大きな乖離があります。なお、ろう者は全てが手帳所持者です。ここでいう難聴者6百万人は、補聴器の販売台数から推定されたものです。

視覚障害者の障害者手帳所持者は35万人ですが、この殆どが画像が見えない、また見えにくい状態にあり、解説放送を必要とします。

障害者手帳を所持する知的障害者は55万人ですが、これらの人たちのために分かり易いテレビ番組はほとんど研究もしくは考慮されておりません。

特に留意して頂きたいのは、高齢化は障害を伴うものであり、日本社会の高齢化によって、聴覚、視覚に関わる障害者はますます増加傾向にあるということです。この対策をしっかりと行うことは未来社会の安定のために是非とも必要なことです。

（2）二つの課題

テレビ放送に関わる障害者の課題は二つあります。

一つは一般テレビ放送をバリアフリーとすることと、この必要性はいうまでもなく、障害者の権利に関わる問題です。

もう一つは障害者専用放送局の確立です。これは障害者の特性を考慮して多様な分野の障害者に情報を提供し、また一般視聴者に障害者に関わる情報を提供して、相互の交流を通じて障害に関わる理解を深めあうために必要なことであります。また、一般テレビ放送がバリアフリーになるまでは、その補完放送は障害者専用放送局の業務に含まれるべきです。

特に障害者に対する緊急災害時におけるテレビの情報提供は必須であり、それは生命の安全、生

活の維持のために欠かすことはできないものです。障害者専用放送局の重要業務に含まれてきます。

2. これまでの到達点

（１）新しい字幕付加方式の開発

聴覚障害者は長く、テレビ放送に「字幕と手話」を付加することを求め、政府及び放送局に要望してきました。

しかし、字幕付加には難点がありました。それは字幕を必要とする人と必要としない人がいることです。後者にとって、出ずっぱりの字幕は例えば外国映画のスーパーのような場合を除いて目障りです。そこで、必要に応じて字幕の出し消しができる方式が開発されました。

出ずっぱりの字幕は字幕番組（オープンキャプション）、必要に応じて字幕の出し消しができる字幕付加番組（クローズドキャプション）として区別されます。その結果は、総務省発表（註１）の通り字幕付加番組は増加してきました。とはいっても、それは２００８年の今も全番組の総放送時間の３０パーセントにとどまっています。これをもって十分とするか、不十分とするかは見方の問題がありますが、「障害者権利条約」の観点からいえば、明らかに不十分です。

なお、字幕付加番組の視聴には、専用チューナーまたはその内蔵テレビが必要ですが、これは厚生労働省の障害者日常生活用具に指定され、障害者手帳所持者は無料あるいは一部負担で支給されるようになっていました。しかし、今はこの専用チューナーまたはその内蔵テレビメーカーはこの分野から撤退してアイ・ドラゴンでしか「字幕と手話」をみることができません。

（２）手話放送の停滞

手話付加にも難点がありました。それは手話を必要とする人と必要としない人がいることです。後者にとって、手話が出ずっぱりの手話番組は目障りです。しかし、字幕のように必要に応じて手話の出し消しができる手話付加番組（クローズドサインランゲージ）方式はなかなか開発されませんでした。

手話付加番組はまず局が手話を付加し、それを送信するシステムが必要ですが、手話通訳者を常時確保するとコストがかさみ、その手話も送信容量が大きく、技術的に困難な課題をクリアできないためです。

そこで考案されたのが画面の右下隅に小さく手話画面を付加する手話番組（オープンサインランゲージ）方式です。これは出ずっぱりですが手話画面が小さいのでそれほど目障りではありません。しかし手話画面が小さいことで手話がよく分からないと、逆にろう者に不評です。だから、ごく一部番組に利用されていますが、今後増加の見通しはありません。

唯一NHK教育テレビが、ニュース番組に字幕と大きく手話を出す「手話ニュース」番組（字幕・手話番組）を設けました。それは発足当時、週１５分という放送時間もごく限られた番組でしたが、聴覚障害者には貴重な情報源となりました。またNHKは後に手話普及のための「みんなの手話」という週３０分番組も加えました。後者は聴覚障害者のみならず、健聴者にとっても楽しめる番組としてかなりの視聴率があるときいています。

3. NPO CS 障害者放送統一機構の発足

（１）「阪神・淡路大震災」

１９９８年１月１７日、それは「阪神・淡路大震災」の発生した日です。全国の目はこの大震災に注がれましたが、この時、聴覚障害者が唯一頼りとしたNHK「手話ニュース」番組が、安否情報に変更され、聴覚障害者は貴重な情報源を失いました。

全日本ろうあ連盟など聴覚障害者関係団体はすぐさま、NHKなど報道機関、関係官庁を駆けめぐり、手話ニュースの復活を訴え、間もなくそれは復活しましたが、緊急時に如何に障害者が無視されるか、恐ろしい状況を垣間見たものです。

現地の救援を求める聴覚障害者はもとより、救援に駆けつけようとする聴覚障害者、手話通訳者など関係者にとって、災害関連情報は欠かせません。もともと聴覚障害者はコミュニケーションに障害があるので、緊急救助、復興支援にも同じ聴覚障害者か、また手話通訳者などの支援を欠くことができません。実際、救援から復興までの１年間ほど、全国から聴覚障害者、また手話通訳者などの組織的な救助、復興支援活動は続きました。

この経験を踏まえ、公的な情報保障の充実に努めると共にいつ起こるか分からない災害に備えて、折からスタートした回線数の多い通信衛星（以下CS）放送を利用する自らの放送局の立ち上げを模索するに至りました。

幸い、いくつかの民間企業の協力が得られ、放送機関として聴覚障害者関係団体を核として、聴覚障害者を対象とする障害者専用放送局、「NPOCS障害者放送統一機構」（以下 統一機構）を立ち上げました。この統一機構がCS（通信衛星）を使って放送する番組が「目で聴くテレビ」で、それは常時字幕・手話が付加された番組です。

「目で聴くテレビ」は１９９８年に宮崎県で開催された第３０回全国手話通訳問題研究集会の中継放送を皮切りとして、スタートしました。なお、統一機構は放送法上は放送局でなく通信局に分類されます

また、「目で聴くテレビ」は２００８年の現在ではテレビ神奈川、テレビ埼玉、KBS京都、三重放送にその番組の一部を提供しています。

（２）アイ・ドラゴンの開発

統一機構は「目で聴くテレビ」番組制作局をもちCSで字幕・手話番組を放送します。

同時にNHKを含む一般テレビ放送に、字幕・手話を付加することができます。この字幕・手話付加方式は、字幕送信事業者の認可を得た障害者放送統一機構が字幕・手話だけをCSで送信し、家庭などのテレビで一般テレビ放送と合成するものです。

字幕の写りは一般テレビ放送と同じになりますが、手話は一般テレビ放送の画面を左上に縮小して、右側の半分に手話通訳者を大きく見やすく写します。これをPIP（ピクチャー・イン・ピクチャー）機能といいます。整理するとアイ・ドラゴンのもつのは下記の４つの機能です。

- １）「目で聴くテレビ」の視聴
- ２）字幕付加番組チューナー
- ３）手話付加番組チューナー（PIP機能）
- ４）緊急時のフラッシュランプ点滅

アイ・ドラゴンは厚生労働省の障害者日常生活用具に指定され、手帳所持者は無料あるいは一部負担で支給されるようになっていました。それは１０年を経て１万世帯に到達しました。

ただ、「目で聴くテレビ」は衛星放送なので、衛星チャンネルを受信するために独自にアンテ

ナが必要です。アンテナは「アイ・ドラゴンの付属部品として支給されますが、工事費は別途なのでこれは自己負担になります。統一機構では、受信者の負担を考慮して工事費は一律に1万5千円に抑えています。しかし、この価格は一般住宅に適用されても、マンションなどの集合住宅ではこの価格に収めることは困難であり、これが普及を妨げるネックの一部になっています。

（３）緊急災害放送

現在統一機構が行っている緊急災害放送は、「目で聴くテレビ」番組とアイ・ドラゴンの字幕・手話付加機能です。

それを整理すると下記の４つに分類されます。

１）「目で聴くテレビ」

支援、復興の段階で災害現地及び全国の聴覚障害者及び関係者に聴覚障害者関係に特化したオリジナルの災害番組を提供する。緊急災害放送にあたっては、災害現地はもとより、全都道府県にある全国聴覚障害者情報提供施設及び聴覚障害者団体事務所などが取材、「手話・字幕」の付加その他の協力をするなどの体制が組まれる。これによって情報保障とともに救援、救助、復興支援が円滑に行われる。

２）字幕付加番組チューナー

NHKを含む一般テレビ放送の災害番組にリアルタイムで字幕を付加する

３）手話付加番組チューナー（PIP機能）

NHKを含む一般テレビ放送の災害番組にリアルタイムで手話を付加する

４）緊急時のフラッシュランプ点滅

緊急災害放送のあることをフラッシュランプの点滅で知らせる。（注２）

（４）字幕と手話の付加方式

字幕と手話の付加方式に関わっては、次のように分類されます。

１）字幕番組（オープンキャプション）字幕表示

２）字幕付加番組（クローズドキャプション）必要に応じて字幕の出し消しができる

３）手話番組（オープンサインランゲージ）手話表示

４）手話付加番組（クローズドサインランゲージ）必要に応じて手話の出し消しができる。

１）～３）まではNHKを含む一般テレビ、「目で聴くテレビ」で放送

４）は「目で聴くテレビ」でのみ放送

４．デジタル時代の課題

（１）デジタル化への期待と失望

アナログからデジタル時代に移行に先立って、私たち聴覚障害者が聞かされていたのは、「デ

デジタルテレビには字幕付加機能内蔵が標準化され、どのテレビでも字幕をみることができる。」ということでした。ここには恐らく意識的に字幕付加番組とデータ送信の混同があったと思われます。

しかし、実際は字幕付加機能内蔵の標準化とは、強制を伴う義務化ではないので格安のデジタルテレビには、字幕付加機能内蔵のないものが出始めています。また、映像と音声を基本とするテレビ放送と、画像と切り離して文字だけを映し出すデータ送信は別のものです。

手話にいたっては手話番組、手話付加番組とも何の改善もありません。しかも、デジタル化によって、これまで営々築いてきた障害者放送統一機構などの成果は無に帰そうとしています。これをデジタルディバイトといわなくてなんでしょう。

（２）デジタルディバイト

現在、１万所帯に設置されているアイ・ドラゴンはデジタル化によって、その緊急災害放送等の一部機能の使用ができなくなります。これまで築き上げてきた重要な成果の一部「手話付加番組チューナー（Picture In Picture 機能・略称P I P）」が消滅します。P I Pは、NHKを含む一般テレビ放送の緊急災害番組にリアルタイムで手話また字幕を付加する機能ですが、このP I P機能が消滅することは、「阪神・淡路大震災」の時代に逆戻りすることを意味します。このP I P機能を回復するためには、アイ・ドラゴンをデジタル対応型（アイ・ドラゴンⅢ）に改良することで可能になりますが、現在のアイ・ドラゴンをⅢ型に交換するための余分な費用負担は聴覚障害者に重くのしかかってきます。

（３）緊急災害放送の困難な理由

１）技術だけの問題でない

今でも「手話・字幕」付加の緊急災害放送は困難です。理由はNHKを含む一般テレビ放送に「手話・字幕」付加には、機器及び放送に技術的困難があるためです。それだけではなく、放送に先立って手話通訳者及び字幕制作者を常時配置する必要がありますが、一般放送局はそういう体制をとっていないので、常に遅れた一部情報しか送信できません。放送関係者は機器及び放送に技術的困難はおいても、金と人の体制がないという表現をしています。

また、緊急災害放送はどんな大きな災害であっても時間の経過と共に現地放送を担当するローカル放送局の放送が主体になっていきますが、そこには「手話・字幕」付加の体制そのものが全くないので、「手話・字幕」付加はできません。

だからといってこのように技術の発展、体制・予算の拡充を伴う複雑で困難な問題を改善するだけの熱意はどの放送局ももっていないと思われます。

聴覚障害者には「手話・字幕」付加の課題、視覚障害者には解説放送の課題があります。これらはいわばテレビ放送の技術問題に尽きるものでなく、体制・予算の拡充を伴う問題です。

２）その他障害者の問題

災害情報は聴覚障害者、視覚障害者のみならず、障害者全体にとって必要です。災害情報とは予知、予報段階だけでなく、救助、救援、事後の生活維持と復興を含むものです。知的障害者、身体障害者、精神障害者、内部障害者など全ての障害者は日常生活に困難を抱えています。それは災害時に倍加されるでしょう。家屋が損傷した場合も含めて避難所への避難と避難所生

活には、例えば車椅子の移動、車椅子用のトイレの使用、常備薬の不足と補給、介助者の必要、公的機関への依頼と手続き等々訴えがでできます。しかし、それら少数者のニーズに対応することは緊急の混乱時では容易に対応できません。このようなニーズを広く外部に訴え、広く外部からの支援を導入するために障害者に特化した放送が必要になります。

実際、「阪神・淡路大震災」では災害現地と外部との連絡をどのように確立するかが最大の課題でした。時間の経過と共に電気、通信線は回復し、電話、ファクスが使えるようになっていきますが、混乱時点で即応体制を築くには広範囲に情報伝達できる衛星放送テレビが一番効果的です。聴覚障害者はまさに「阪神・淡路大震災」に11学んだのです。

さらに知的障害者には、番組内容の理解に関わる困難な問題もありますが、「障害者権利条約」時代に相応しくテレビ放送を全面的に障害者対応とするためには、次の二つの課題を全ての分野の障害当事者を含めて検討する必要があります。

5. デジタル時代への展望

(1) テレビ放送をバリアフリーとすること

テレビ放送を完全なバリアフリー、ユニバーサルデザインとすることは、“障害者権利条約”にかかわり、障害者の「完全参加と平等」にも関わる課題です。

しかし、2008年1月元旦前後のテレビ番組の「手話・字幕」付加率（資料添付）を調べてみると30パーセント前後となります（註2）。これはキー局のみの調査なのでローカル局を含む実際の地域で見られる「手話・字幕」付加率はもっと下がるでしょう。このことは、障害者は現実に一般視聴者の3分の1以下の番組しか見られないことを示しています。

さらに、放送局はいろいろな条件の組合せの中で、比較的に付加が容易な番組から「手話・字幕」を付加していきますが、それは内容的に興味のもてる番組、価値ある番組とは別のものです。それはお正月の番組の状況をみれば分かります。（註3）

例えば、あれほど騒がれた防衛省守屋元事務次官の国会証人尋問、市川昆監督の死去にあたっての追悼番組「犬神家の一族」「細雪」にも「手話・字幕・解説放送」は付まませんでした。そこには量の問題だけでなく、質の問題があるのです。質の問題とは各人の価値観によってしか判断できません。それは結局

100パーセント「手話・字幕・解説放送」が付加されない限り解決できない問題です。

各放送局としての努力は全くみられないわけではありません。しかし、その姿勢には、障害者に対する放送局のお荷物として、ある程度「手話・字幕・解説放送」を付ければよいのでないか、といった安易さが感じられてなりません。

それは、“障害者権利条約”第9条「アクセシビリティ」、第19条「自立した生活及び及び地域生活へのインクルジョン」、第21条「表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス」、第24条「教育」、第30条「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」等の規定にうたわれる「同等の権利」、「平等の参加」とは余程の距離があります。バリアフリー、ユニバーサルデザインの実現は100年河清を待つ、といわなくとも永遠の彼方にあるのでしょうか。

(2) 障害者専用放送局を確立すること

障害者専用放送局は多様な各分野の障害者の特性を考慮して、障害者に情報を提供すると共に、また一般視聴者に障害者に関わる情報を提供します。それは障害のあるなしにかかわらず相互理解を深めるために必要なことであります。

特に緊急災害時における障害者に対してテレビ情報の提供は生命の安全、生活の維持のために欠かすことはできません。また、一般テレビ放送がバリアフリーになるまでは、その補完放送は障害者専用放送局の業務に含まれてきます。

（３）障害者専用放送局と統一機構の関係

今回の提案は、前述した統一機構が築いた土台を活用して、全ての障害者を対象とする新しい障害者専用放送局として「バリアフリー放送局」（仮称）の構築を目指すものです。

準備期の「バリアフリー放送局」は統一機構を新組織の準備期、暫定的に利用しますが基本的には別組織をめざすものであり、段階的に「バリアフリー放送局」が全体を掌握することになります。

従って統一機構を解消する作業と「バリアフリー放送局」を立ち上げる作業の両面を区別して進める必要がありますが、「バリアフリー放送局」が正式に発足した段階で統一機構は解消するものとします。

6. 「バリアフリー放送局」設立をめざして

（１）「バリアフリー放送局」の目的

１）一般テレビ放送の補完としてそれらの必要な番組に視聴覚障害者等にも分かるように『手話・字幕・音声解説』等を付加して放送すること。

２）これまで聴覚障害者を対象に放送してきた「目で聴くテレビ」をモデルに、聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者、肢体障害者、内部障害者難病者等全分野の障害者に関わる情報を、各障害者組織、個人の要望に応じて制作、放送すること。

３）障害者に関わるあらゆる情報を、啓蒙番組として制作、ボランティアを含む一般視聴者向けに放送すること。

４）これまで、聴覚障害者を対象に放送してきた緊急災害放送をモデルにして、全分野の障害者などいわゆる情報弱者を対象として放送すること。

緊急災害に関わる情報を現地及び外部に避難、救助・救援、被災家屋又は避難所での生活、さらに復興支援等の各段階にわたって放送する。これによって、現地からの救援などの要請と外部からの支援行動を効果的に結びつけることができる。

５）名称は上記「バリアフリー放送局」以外にも「障害者放送局」「ユニバーサル放送局」などの名称が考えられる。検討課題である

（２）放送方法

１）総務省は全国の難視聴地域の２２万所帯を対象にセーフティネットとして衛星放送回線を確保するとしている。この「バリアフリー放送局」もセーフティネットに含めることで、統一機構の衛星放送回線を確保して放送する。

２）制作番組の一部は希望に応じてNHK及び民放、ケーブルテレビ各社に有料で提供、放

送してもらう。

3) インターネットに有料配信する。

4) その他

(3) 番組企画及び制作

1) 番組企画

番組企画は「バリアフリー放送局」内で行い、企画メンバーの構成は障害当事者を中心として関係者、技術協力者で構成するものとして別に定める。

2) 番組制作

番組制作は「バリアフリー放送局」が行うと共に下記に委託する。

①障害当事者組織

②視・聴覚障害者情報提供施設

③協力、有志企業

④ボランティア組織、個人

⑤その他

(4) 財政

1) 受信料

2) 加盟団体または個人名義の負担金

3) 緊急災害情報放送のための政府の財政支援

4) 政府、自治体を中心とする公共広報費

5) 民間コマーシャル費

6) 番組提供費その他

上記財政に関しては、政府による財政支援が前提となる。この財政支援をどのような形にもってくるかはとりわけ重要な課題であるが、例えばセーフティネットによる衛星回線保障などの方法が考えられる。

さらに例えば、緊急災害放送に必要な「字幕・手話・解説放送」付加は、NICT「リアルタイム字幕・手話」助成等として、障害者放送統一機構に安定的に継続支給を受けることなどが考えられる。

(5) 組織編成の方針

1) 新組織は当面、NPO 法人として「バリアフリー放送局」とする。ただし、名称は今後の協議により決定する。

2) 「バリアフリー放送局」は定款を定め、それに則って理事会が責任をもち、予算を編成し、事業を執行する。

3) 「バリアフリー放送局」は、日本障害フォーラム(JD)及び放送協議会加盟団体を含む賛同する組織、及び個人によって構成する。ただし、発足後でも加盟を希望する組織、個人は受け入れる。

4) 「バリアフリー放送局」は、統一機構の解散によって発足する。このスイッチの時期、方法については、事態の推移をみながら具体的に検討する必要がある。

- 5) 「バリアフリー放送局」内に番組編成委員会を設け、放送番組の企画及び制作を決定する。
- 6) 事務局は理事会において組織する。

(6) 受信側の整備

- 1) これまでの「アイ・ドラゴンⅡ」などの聴覚障害の視聴者は、地上デジタル放送視聴可能な「アイ・ドラゴンⅢ（仮称）」の公費による無償支給及びアンテナ設置の給付を受けられるものとする。
- 2) 新たに対象とすべき障害者については、例えば「アイ・ドラゴンⅢ」が解説放送機能などをもつことで視覚障害者に拡大することができる。障害の分野にかかわらず、視聴を希望する障害者についても公費による無償支給及びアンテナ設置の給付を受けられる道を開くものとする。
- 3) 受信は有料とし、受信を希望する者は「バリアフリー放送局」に視聴を申し込むものとする。ただし、生活困窮者は何らかの受信料に関わる救済措置をとるものとする。

(7) 人材の育成

1) 手話キャスターなど

テレビ画面に登場するろう者を含む手話キャスター、画面に登場する人物の手話通訳などの技術研修をおこなう。理由はこれまでの手話通訳は対面場面がほとんどで、通訳技術はこれらを中心として発展してきた。

テレビなどにおける手話通訳のあり方は十分研究され、人材育成が図られてきたとはいえない。そこで研究と研修を平行して行い、マニュアルを整備して人材の育成を図るものとする。

2) 解説放送

解説放送には、単に音声の吹き込みだけでなく、シナリオに沿ってセリフや音楽の邪魔とならない効果的な解説が必要である。このマニュアルの整備と共に人材の育成を図るものとする。

(8) 2008年度の計画

- 1) 「バリアフリー放送局」を目指して、新たに委員会を構成してその効果性を確認する実験を統一機構を利用して行う。合わせて手話キャスター等人材の育成を行う。

資料

(1) 総務省発表の「字幕と手話」付加到達率

(2) 2008年1月元旦前後のテレビ番組の「手話・字幕」付加割合調査

【表1】年末年始（2007年12月28日～2008年1月8日）の字幕付加番組の割合

- ① 表は大阪を中心に調査したものである。
- ② 字幕付加番組数は、教育テレビを含めてNHKテレビが番組数で43パーセント、時間数で44パーセントと一番多い。
- ③ 字幕付加番組数は、毎日テレビが番組数で32パーセント、よみうりテレビが時間数で27パーセントと一番少ない。
- ④ 字幕付加番組数は一日平均で37パーセント、時間数でも37パーセントとなる。

- ⑤ ローカル放送になると字幕付加番組、時間ともぐっと少なくなるので、結果的に番組数、時間数とも全番組の3分の1しかないといえる。
- ⑥ NHK教育テレビの右端の数字は手話番組である。字幕付加番組数は20時間で3.4パーセントにしかない。

【表2】年末年始（2007年12月28日～2008年1月8日）の字幕付加がない番組

- ① 表は大阪を中心に調査したもので、「字幕と手話」付加のない番組名を表している。
- ② グレーの部分は「字幕と手話」付加のある番組で、番組名は入っていない。
この部分で○にNが入っているのはニュース番組であるが、全体として朝に少ないことが分かる。
- ③ これはいわば「字幕と手話」付加のない番組の質を表している。
- ④ この表の番組名から見たいと思う番組を探して下さい。

※2つの表は、高塚稔氏（日本手話研究所研究員）及び伊藤芳子氏（同）のご協力を得たものです。記して感謝の意を表します。

以上

平成 1 8 年度の字幕放送等の実績

(1) 字幕放送

① 字幕放送の年間放送時間数

平成 1 7 年度 平成 1 8 年度

○NHK（総合）：3,575 時間 21 分 (40.8%) ⇒ 3,771 時間 38 分 (43.1%)
1 日当たり平均 9 時間 48 分 ⇒ 10 時間 20 分

○NHK（教育）：2,451 時間 58 分 (28.3%) ⇒ 2,267 時間 24 分 (29.1%)
1 日当たり平均 6 時間 43 分 ⇒ 6 時間 13 分

○在京キー 5 局：11,871 時間 03 分 (27.5%) ⇒ 14,281 時間 38 分 (32.9%)
1 局 1 日当たり平均 6 時間 30 分 ⇒ 7 時間 49 分

○在阪準キー 4 局：7,875 時間 23 分 (23.1%) ⇒ 9,493 時間 49 分 (27.8%)
1 局 1 日当たり平均 5 時間 23 分 ⇒ 6 時間 30 分

事業者名	平成17年度		平成18年度	
日本テレビ放送網(株)	2,501 時間 52 分 6 時間 51 分	(28.9%)	3,108 時間 36 分 8 時間 31 分	(35.8%)
(株)東京放送	2,215 時間 41 分 6 時間 04 分	(25.6%)	2,520 時間 34 分 6 時間 54 分	(29.0%)
(株)フジテレビジョン	2,450 時間 15 分 6 時間 43 分	(28.2%)	2,969 時間 13 分 8 時間 08 分	(34.1%)
(株)テレビ朝日	2,657 時間 10 分 7 時間 17 分	(30.8%)	2,988 時間 45 分 8 時間 11 分	(34.3%)
(株)テレビ東京	2,046 時間 05 分 5 時間 36 分	(24.0%)	2,694 時間 30 分 7 時間 23 分	(31.5%)
讀賣テレビ放送(株)	2,198 時間 22 分 6 時間 01 分	(25.3%)	2,357 時間 00 分 6 時間 27 分	(27.2%)
(株)毎日放送	1,621 時間 09 分 4 時間 26 分	(18.6%)	2,203 時間 59 分 6 時間 02 分	(25.3%)
関西テレビ放送(株)	1,872 時間 54 分 5 時間 08 分	(22.8%)	2,377 時間 34 分 6 時間 31 分	(28.9%)
朝日放送(株)	2,182 時間 58 分 5 時間 59 分	(25.6%)	2,555 時間 16 分 7 時間 00 分	(29.8%)

(注 1) () 内は、総放送時間に占める字幕放送の割合
(注 2) 下段は、一日当たりの平均時間

② 字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合（系列局が制作する番組を含む）

平成 1 7 年度 平成 1 8 年度

○NHK（総合）：98.2% ⇒ 100.0% (1.8%増)

○在京キー 5 局：65.9% ⇒ 77.8% (11.9%増)

○在阪準キー 4 局：72.1% ⇒ 80.2% (8.1%増)

	平成 17 年度	平成 18 年度
日本テレビ放送網(株)	80.7%	90.9% (10.2 %増)
(株)東京放送	67.1%	81.7% (14.6 %増)
(株)フジテレビジョン	65.0%	78.7% (13.7 %増)
(株)テレビ朝日	77.0%	85.6% (8.6 %増)
(株)テレビ東京	47.7%	62.2% (14.5 %増)
讀賣テレビ放送(株)	81.5%	84.1% (2.6 %増)
(株)毎日放送	68.4%	81.4% (13.0 %増)
関西テレビ放送(株)	64.4%	73.5% (9.1 %増)
朝日放送(株)	73.9%	82.7% (8.8 %増)

(注) 字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合（系列局が制作する番組を除く）については、別表 1 のとおり。

③ 全国の地上民放テレビ局の字幕放送実績

○在名広域4局の平均

総放送時間に占める字幕放送時間の割合⇒26.2%

(1局1日当たり平均6時間9分)

字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合⇒81.6%

(系列局が制作する番組を含む)

○全国の系列ローカル局(在阪準キー4局及び在名広域4局を除く101社)の平均:

総放送時間に占める字幕放送時間の割合⇒22.4%

(1局1日当たり平均5時間4分)

字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合⇒63.1%

(系列局が制作する番組を含む)

○独立U局13社を除く114社の実績(別表2)

④ 字幕放送の実施事業者数

○平成18年度の実施事業者 117社(地上民放テレビ127社中)

(2) 解説放送

① 解説放送の年間放送時間数

	平成17年度		平成18年度
○NHK(総合)	306時間06分 (3.5%)	⇒	322時間53分 (3.7%)
○NHK(教育)	701時間40分 (8.1%)	⇒	685時間14分 (8.8%)
○在京キー5局	76時間20分 (0.2%)	⇒	128時間05分 (0.3%)
○在阪準キー4局	184時間32分 (0.5%)	⇒	95時間25分 (0.3%)

(注1)()内は、総放送時間に占める解説放送の割合

(注2)在京キー5局・在阪準キー4局の調査結果は、以下のとおり。

事業者名	解説番組の放送時間数	解説放送の割合
日本テレビ放送網(株)	125時間57分	1.45%
(株)テレビ東京	2時間08分	0.02%
讀賣テレビ放送(株)	95時間25分	1.10%

② 解説放送の実施事業者数

○平成18年度の実施事業者 42社(地上民放テレビ127社中)

(3) 手話放送

① 手話放送の年間放送時間数

	平成17年度		平成18年度
○NHK(教育)	186時間46分 (2.2%)	⇒	189時間24分 (2.4%)
○在京キー5局	46時間50分 (0.1%)	⇒	47時間25分 (0.1%)
○在阪準キー4局	45時間02分 (0.1%)	⇒	46時間17分 (0.1%)

(注1)()内は、総放送時間に占める手話放送の割合

(注2)在京キー5局・在阪準キー4局の調査結果は、以下のとおり。

事業者名	手話番組の放送時間数	手話放送の割合
日本テレビ放送網(株)	16時間20分	0.19%
(株)フジテレビジョン	31時間05分	0.36%
讀賣テレビ放送(株)	16時間17分	0.19%
関西テレビ放送(株)	30時間00分	0.36%

② 手話放送の実施事業者数

○平成18年度の実施事業者 92社(地上民放テレビ127社中)

資料(2) 表1

年末年始(2007年12月28日～2008年1月8日)の字幕付加番組の割合

月日	テレビ名	NHK総合テレビ		毎日テレビ		ABCテレビ		関西テレビ		よみうりテレビ	
	調査項目										
12月28日	全番組数(本)	35	37%	27	22%	19	37%	23	35%	21	29%
	字幕番組数(本)	13		6		7		8		6	
	字幕番組時間(h)	8	33%	6.5	27%	7.5	31%	7.5	31%	6.5	27%
12月29日	全番組数(本)	36	50%	16	50%	22	32%	19	26%	20	40%
	字幕番組数(本)	18		8		7		5		8	
	字幕番組時間(h)	15.5	65%	9.5	40%	14	58%	7	29%	6	25%
12月30日	全番組数(本)	36	53%	19	26%	20	50%	16	31%	22	45%
	字幕番組数(本)	19		5		10		5		10	
	字幕番組時間(h)	13	54%	5	21%	16	67%	11.5	48%	10.5	44%
12月31日	全番組数(本)	20	50%	11	36%	16	44%	14	36%	11	18%
	字幕番組数(本)	10		4		7		5		2	
	字幕番組時間(h)	15.5	65%	7.5	31%	12.5	52%	9.5	40%	0.5	2%
1月1日	全番組数(本)	25	32%	14	7%	16	19%	13	23%	8	13%
	字幕番組数(本)	8		1		3		3		1	
	字幕番組時間(h)	5	21%	0.5	2%	5.5	23%	6	25%	2.5	10%
1月2日	全番組数(本)	30	37%	19	32%	23	26%	16	44%	15	20%
	字幕番組数(本)	11		6		6		7		3	
	字幕番組時間(h)	9.5	40%	9	38%	10	42%	12	50%	7	29%
1月3日	全番組数(本)	30	60%	24	21%	22	41%	19	47%	15	27%
	字幕番組数(本)	18		5		9		9		4	
	字幕番組時間(h)	14.5	60%	11	46%	13	54%	16	67%	6.5	27%
1月4日	全番組数(本)	34	44%	16	44%	25	20%	21	29%	21	29%
	字幕番組数(本)	15		7		5		6		6	
	字幕番組時間(h)	9	38%	9	38%	4	17%	9	38%	6.5	27%
1月5日	全番組数(本)	39	44%	20	50%	24	33%	23	30%	26	46%
	字幕番組数(本)	17		10		8		7		12	
	字幕番組時間(h)	11.5	48%	8	33%	11	46%	7.5	31%	9.5	40%
1月6日	全番組数(本)	39	38%	21	43%	28	64%	31	45%	27	48%
	字幕番組数(本)	15		9		18		14		13	
	字幕番組時間(h)	10.5	44%	9	38%	15.5	65%	11.5	48%	10.5	44%
1月7日	全番組数(本)	40	30%	23	35%	27	56%	24	33%	22	27%
	字幕番組数(本)	12		8		15		8		6	
	字幕番組時間(h)	6	25%	8.5	35%	10.5	44%	7	29%	5.5	23%
1月8日	全番組数(本)	38	42%	21	24%	28	43%	27	37%	20	35%
	字幕番組数(本)	16		5		12		10		7	
	字幕番組時間(h)	7.5	31%	3.5	15%	8.5	35%	7.5	31%	5.5	23%
年末年始 番組集計	12日全番組数	402	43%	231	32%	270	40%	246	35%	228	34%
	12日字幕番組数	172		74		107		87		78	
	12日字幕番組時	125.5	44%	87	30%	128	44%	112	39%	77	27%

年末年始(2007年12月28日～2008年1月8日)の字幕付加番組の割合(続き)

月日	テレビ名	テレビ大阪		NHK教育			一日集計	
	調査項目			手話				
12月28日	全番組数(本)	32	19%	50	32%	3	207	30%
	字幕番組数(本)	6		16			62	
	字幕番組時間(h)	8.5	35%	5.5	26%	0.5	50	30%
12月29日	全番組数(本)	25	44%	38	37%	2	176	40%
	字幕番組数(本)	11		14			71	
	字幕番組時間(h)	14.5	60%	8.5	40%	0.5	75	45%
12月30日	全番組数(本)	21	43%	28	46%	1	162	44%
	字幕番組数(本)	9		13			71	
	字幕番組時間(h)	13	54%	9	42%	0.1	78	47%
12月31日	全番組数(本)	13	46%	19	47%	1	104	41%
	字幕番組数(本)	6		9			43	
	字幕番組時間(h)	7.5	31%	11	51%	0.1	64	39%
1月1日	全番組数(本)	18	33%	17	35%	1	111	25%
	字幕番組数(本)	6		6			28	
	字幕番組時間(h)	11	46%	6	28%	0.1	36.5	22%
1月2日	全番組数(本)	18	28%	21	29%	1	142	31%
	字幕番組数(本)	5		6			44	
	字幕番組時間(h)	12	50%	7	33%	0.1	66.5	40%
1月3日	全番組数(本)	20	25%	22	45%	1	152	39%
	字幕番組数(本)	5		10			60	
	字幕番組時間(h)	8.5	35%	11	51%	0.1	80.5	48%
1月4日	全番組数(本)	34	29%	51	31%	3	202	32%
	字幕番組数(本)	10		16			65	
	字幕番組時間(h)	10	42%	6	28%	0.5	53.5	32%
1月5日	全番組数(本)	31	58%	42	48%	2	205	45%
	字幕番組数(本)	18		20			92	
	字幕番組時間(h)	11	46%	9.5	44%	0.5	68	41%
1月6日	全番組数(本)	29	41%	27	22%	1	202	43%
	字幕番組数(本)	12		6			87	
	字幕番組時間(h)	10	42%	4	19%	0.1	71	43%
1月7日	全番組数(本)	35	17%	56	34%	2	227	33%
	字幕番組数(本)	6		19			74	
	字幕番組時間(h)	5.5	23%	6	28%	0.4	49	30%
1月8日	全番組数(本)	38	26%	58	40%	2	230	36%
	字幕番組数(本)	10		23			83	
	字幕番組時間(h)	6.5	27%	8	37%	0.4	47	28%
年末年始 番組集計	12日全番組数	314	33%	429	37%	20	2120	37%
	12日字幕番組数	104		158			780	
	12日字幕番組時	118	41%	91.5	35%	3.4	739	37%

①表は大阪を中心に調査したものである。

②字幕付加番組数は、教育テレビを含めてNHKテレビが番組数で43%、時間数で44%と一番多い。

③字幕付加番組数は、毎日テレビが番組数で32%、よみうりテレビが時間数で27%と一番少ない。

④字幕付加番組数は一日平均で37%、時間数でも37%となる。

⑤ローカル放送になると字幕付加番組、時間ともぐっと少なくなるので、結果的に番組数、時間数とも全番組の3分の1しかないといえる。

⑥NHK教育テレビの右端の数字は手話番組である。字幕付加番組数は20時間で3.4%しかない。

凡例: 字幕付きの番組 字幕のない番組

— 63 — 64 —

まとめ ー障害者専用放送の展望ー

特浦和大学総合福祉学部 教授
寺島 彰

1. 現状の把握

(1) デジタル放送移行への期待

2001年（平成13年）の電波法の改正により、アナログテレビ放送による周波数の使用は10年以内に停止することになり、2011年（平成23年）7月24日をもって地上テレビ放送はすべてデジタル放送に移行する。地上デジタル放送を進めている総務省の外郭団体である社団法人デジタル放送推進協会（略称：Dpa）のウェブサイトによれば、地上デジタル放送に移行することにより、ゴーストがなくなる、ハイビジョンが楽しめる、あるいは、複数番組の同時放送、データ放送の受信、番組表がテレビで見られる、ネットとつないだ双方向サービス、高齢者や障害者へのサービスの充実、ワンセグサービスなどが可能になるとしている。

高齢者や障害者へのサービスの充実としては、受信機の標準機能として字幕放送を楽しむことができる、解説放送をステレオで楽しむことができる、受信機によっては声をゆっくりしたスピードで聞くことができるなどのメリットを紹介している。

これだけの説明では、デジタル化により高齢者や障害者がさまざまな恩恵を受けられるように聞こえる。しかし、デジタル放送はすでに始まっており、それを視聴した障害者から、いろいろ問題と要望が提起されている。それらの問題点と要望については、第1章にまとめていただいた。

(2) 障害別課題

視覚障害者の場合の最大の問題点は、機器の操作性である。テレビ本体にもリモコンにも音声によるフィードバックがなければ、視覚障害者が操作することは難しい。また、スイッチ類を整理したり、形による区別ができるようにすることも必要である。また、テレビ番組表などのデータ情報は、やはり、音声化が必要である。

さらに、ニュース番組で、外国人のインタビューに対して日本語の解説放送を流すことや、ニュース速報を音声で流れるようにする、映画などを外国語字幕だけではなく吹き替えで行なうことや、字幕を音声で読み上げるなどの番組作りについても要望があった。本来、可能なはずの副音声のステレオ化についても、実際にそのような番組が製作されなければ実現できないため、そのような番組作りに対する配慮も求められる。

また、視覚障害者には、弱視の人が8割程度を占めていることから、音声解説に加えて、番組内の文字の拡大、色の変更などの機能も今後必要になると考えられる。

聴覚障害者の場合は、地上デジタル放送に移行することにより、標準機能として字幕放送を受信できることになるとともに、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」によれば字幕付の番組も増えていくことになっているため、字幕の普及に対する要望の範囲は、緊急放送、生放送、政見放送番組、過去の番組などに拡大している。さらに、字幕の質に対する多くの課題が示された。例えば、字幕の表示位置、大胆に要約した字幕や全く要約しない字幕などの多様な字幕の提供、リアルタイムの字幕表示などである。

また、クローズド・サインランゲージに対する要望も強い。現状では、手話通訳のついた番組は、オープン・サインランゲージであり、本画面に手話を重ねているため、視聴者が手話通訳を表示させるかどうか選択することはできない。しかし、字幕のように、選択できるシステムが求められている。

視覚障害と聴覚障害の重複障害がある盲ろう者に対するサービスも必要である。この場合は、画像や音声では困難なので、点字ディスプレイなどの触覚による機器を活用して、テレビからのデータを活用できるようなことが検討される必要があるだろう。

(3) デジタルテレビ放送をめぐる状況

デジタル化の大きな目的のひとつは、電波の有効利用であり、アナログ放送をデジタル化することで、電波のチャンネルに余裕をもたせ、空きチャンネルを今後の情報通信技術活用社会、情報化社会の進展のために利用することであった。今後の空きチャンネルの活用において、障害者に対する支援の可能性がないわけではないと思われる。

また、近年のインターネットの発展により、インターネットテレビなど、放送と通信の融合が現実のものとなった。すでに、インターネットテレビ局が開局されている。このような放送に対しても、字幕、解説放送、手話などの付与のための規格を作成する必要がある。

2. 障害者向け情報と障害者専用放送

(1) 放送における情報アクセシビリティの確保

障害者専用放送の必要性について検討する場合、最初に、その目的を確認しておく必要がある。当然のことであるが、障害者専用放送の目的は、放送における情報アクセシビリティの確保である。障害者権利条約に頼るまでもなく、情報へアクセスできることは、障害者に限らず、すべての者にとって基本的人権であり、その権利の保障の問題でもある。

(2) 放送における情報アクセシビリティの情報

放送における情報アクセシビリティの情報には、2つのものがある。それは、「一般情報」と「障害者向け情報」である。前者は、一般の放送は、障害者にも必要であり、それをアクセシブルにするという意味である。後者は、一般の者には必要はないが、障害者にとっては必要という情報である。例えば、障害者が利用できる障害者サービスに関する情報や障害者にとって非常に役に立つ情報などである。特殊な災害情報や障害者間の情報交換の番組などもこれに含まれる。

(3) 放送における情報アクセシビリティを実現する手段

放送における情報アクセシビリティを実現する手段には、大きく、2つのものがある。それは、一般の放送をアクセシブルにするか、専用放送を作るかである。このアプローチは、製品や建築物のアクセシビリティ（バリアフリー）などと共通するものである。例えば、ユニバーサルデザインという概念があるが、これは、障害者も健常者も使える製品を作ろうとするものである。視覚障害者のためにシャンプーの容器に突起をつけて、リンスと区別するような工夫は、健常者にとっても、頭を洗うときに目を閉じているため、便利であるという製品である。

一方で、オーファンテクノロジーという概念もある。これは、障害者向けの専用製品であり、

例えば、点字ディスプレイのような製品は、視覚障害者のみにしか役に立たない。ユニバーサルデザインもオーファンテクノロジーも両方必要であり、それらが、あいまって、障害者のバリアフリーが実現される。

これと、同じことが放送にも必要かどうか専用放送にも問われる。それは、一般の放送をアクセシブルにすることで十分なのか、それとも、障害のある人だけが視聴できるに専用放送が必要なのである。

これらの関係を図示すると下のようになる。これらについて、その可能性について検討する。

	一般情報	障害者向け情報
一般放送	障害者のために加工された一般放送番組 ①	障害者のために加工された障害者向け情報番組②
障害者専用放送	障害者のために加工された一般番組制作 ③	障害者のために加工された障害者向け情報番組④

3. 一般放送・障害者専用放送と一般情報・障害者向け情報

- (1) 一般放送で障害者のために加工された一般放送番組を提供すること
- 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」でも示されているように、現状では、一般放送番組に字幕や解説放送を付加する方式で行われている。障害者の情報保障という面からは多いほうが好ましい。ただし、情報提供方法については、現状では、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」には、字幕、解説放送のみが示されているが、今後、手話、点字などの他の情報提供手段が取り上げられていくと考えられる。
- (2) 一般放送で障害者のために加工された障害者向け放送番組を提供すること
- 現状では、一般放送における障害者向け放送番組は、多くはない。放送事業者が市場経済を前提として事業展開していることを考えれば、今後もこのような放送番組は増えてはいかないであろう。
- (3) 障害者専用放送で障害者のために加工された一般番組を提供すること
- 現状では、一般番組の加工は、ほとんどが字幕放送であり、各テレビ事業者で実施されているが、字幕、解説放送、手話、点字等の特殊な情報伝達手段についても詳しい専用放送局で一般に提供される番組を加工することは、コストパフォーマンスの点や障害者雇用の面からも有効であろうと考えられる。
- (4) 障害者専用放送で障害者のために加工された障害者向け放送番組を提供すること
- やはり、現状でも、目で聴くテレビで障害者向けの番組が提供されているが、障害者のニーズを理解し、字幕、解説放送、手話、点字等の特殊な情報伝達手段についても詳しい専用放送局で障害者向け放送番組を提供することが必要であろうと考えられる。

4. 地上波放送・衛星放送・インターネット放送について

現状では、「NPO CS障害者放送統一機構」が、専用放送局として、CS（通信衛星）を使って「目で聴くテレビ」という常時字幕・手話が付加された放送を行っている。この放送は、CSであるので、アイ・ドラゴンと呼ばれるチューナーを介して番組を提供している。そのチューナーの機能は、一般テレビ放送に字幕を付加したり、PIP（ピクチャー・イン・ピクチャー）機能を使って一般のテレビ放送に手話を付加する、緊急時にフラッシュランプを点滅させる等の機能を有している。このアイ・ドラゴンは厚生労働省の日常生活用具に指定されており、身体障害者に無料あるいは一部負担で給付されている。

現状をみれば、情報のデジタル化によって、放送と通信の融合が進んでおり、今後は、インターネット放送などが普及していくと思われる。地上波放送、衛星放送、インターネット放送の適切な組み合わせが必要であろう。

地上波放送は、視聴のための設備投資が少ないし維持費も安い。衛星放送は、災害時に強い。インターネット放送は、双方向性に強みがある。それぞれの利点を活かし、「目で聴くテレビ」の現状も参考としながら、障害者の情報保障を実現するための具体的なシステムを構築していく必要がある。

注：なお、「障害者専用放送局」については、より幅広い意味をもつ「障害者放送局」という呼び方も提案されている。

資料

聴覚障害者を対象にした デジタル放送に関するアンケート結果

聴覚障害者を対象にしたデジタル放送に関するアンケート 集計結果

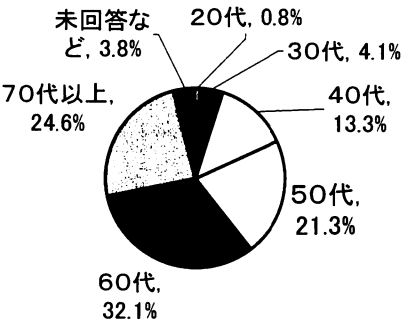
対象： 全国の難聴者協会会員及び一般聴覚障害者
依頼方法： 各協会を通じて依頼、全難聴のWEBで公開
実施期間： 2008年2月8日より2月29日まで
回収数： 390通

I. 回答者に関する質問

問 年齢構成

年齢	人数	%
20代	3	0.8%
30代	16	4.1%
40代	52	13.3%
50代	83	21.3%
60代	125	32.1%
70代以上	96	24.6%
未回答など	15	3.8%
総計	390	100.0%

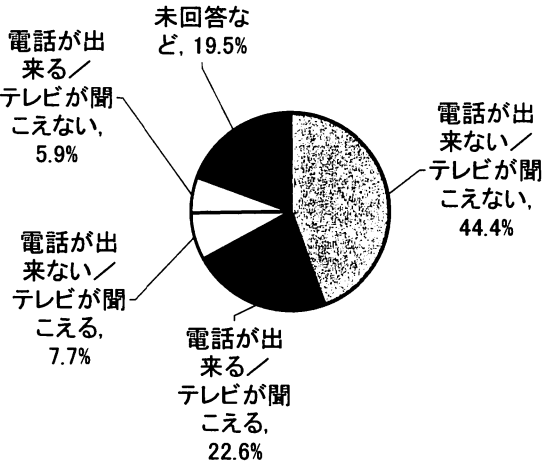
年齢構成



問 電話が出来るか、テレビが補聴器などで聞こえるか

回答内容	回答数	%
電話が出来ない／ テレビが聞こえない	173	44.4%
電話が出来る／ テレビが聞こえる	88	22.6%
電話が出来ない／ テレビが聞こえる	30	7.7%
電話が出来る／ テレビが聞こえない	23	5.9%
未回答など	76	19.5%
計	390	100.0%

電話が出来るか、テレビが聞こえるか

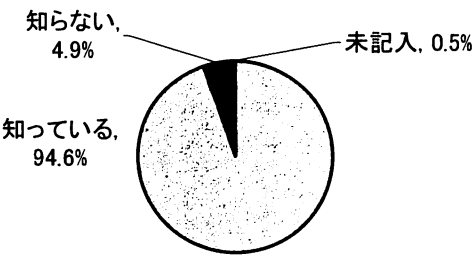


II. デジタル放送の認知度

問 地上デジタル放送が始まっていることを知っていますか

回答内容	回答数	%
知っている	369	94.6%
知らない	19	4.9%
未記入	2	0.5%
総計	390	100.0%

地デジ放送が始まっていることを知っているか



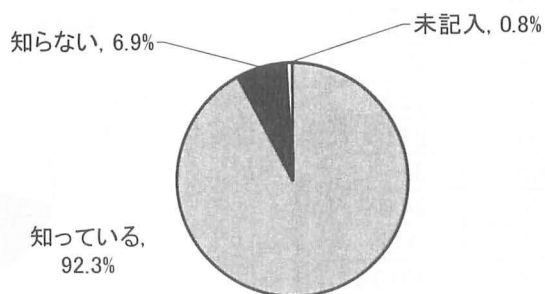
※各年齢層で、90%を超える認知度であった。

問 ご自分の見ているテレビは地上デジタルかアナログ放送か知っていますか

回答内容	回答数	%
知っている	360	92.3%
知らない	27	6.9%
未記入	3	0.8%
総計	390	100.0%

※70代以上が88.5%であるほか、各年齢層とも90%以上が知っていると回答した。

自分のテレビが地デジかアナログか知っているか

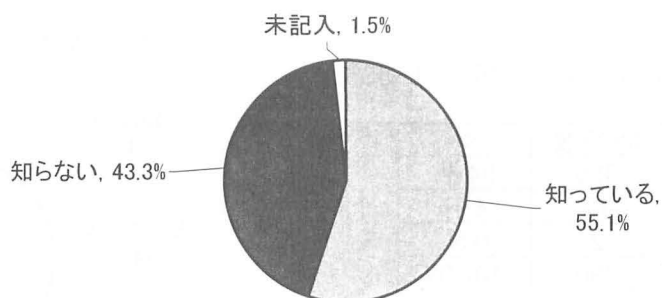


問 携帯電話のテレビが地上デジタル放送(ワンセグ)であることを知っていますか

回答内容	回答数	%
知っている	215	55.1%
知らない	169	43.3%
未記入	6	1.5%
総計	390	100.0%

※20代～50代は知っている人が60%を超え、60代以上は50%を下回った。

携帯電話のテレビが地デジ(ワンセグ)なのを知っているか



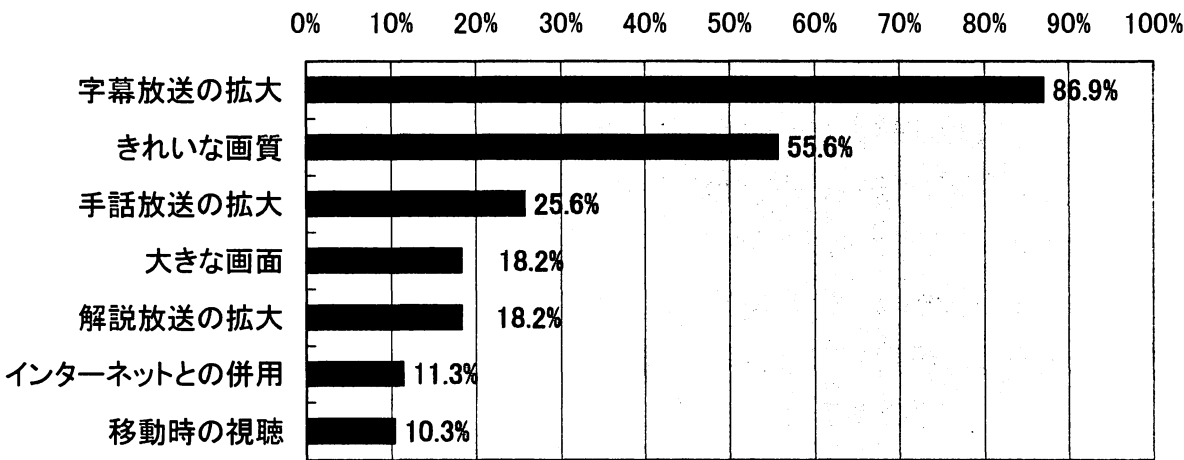
III. デジタル放送に求めるもの

問 地上デジタル放送で何を期待しますか(複数回答)

回答内容	回答数	%
字幕放送の拡大	339	86.9%
きれいな画質	217	55.6%
手話放送の拡大	100	25.6%
大きな画面	71	18.2%
解説放送の拡大	71	18.2%
インターネットとの併用	44	11.3%
移動時の視聴	40	10.3%
回答者数	390	100.0%

注: %は回答数／回答者数

地デジ放送で何を期待するか(複数回答)



※年齢別のパーセンテージ（%は各年齢別の回答数／回答者数）

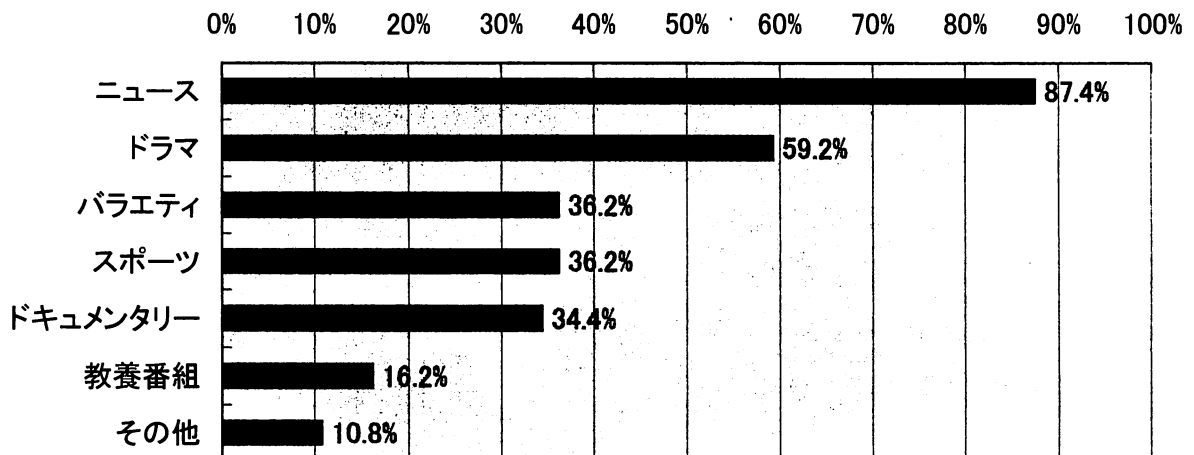
回答内容	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
字幕放送の拡大	100.0%	93.8%	88.5%	86.7%	84.8%	85.4%
きれいな画質	33.3%	56.3%	67.3%	56.6%	53.6%	49.0%
手話放送の拡大	66.7%	50.0%	13.5%	26.5%	26.4%	22.9%
大きな画面	33.3%	18.8%	26.9%	10.8%	20.0%	14.6%
解説放送の拡大	-	31.3%	9.6%	15.3%	13.6%	17.7%
インターネットとの併用	-	25.0%	9.6%	19.3%	8.8%	6.3%
移動時の視聴	33.3%	31.3%	13.5%	9.6%	8.0%	6.3%

IV. よく見る番組など

問 テレビで一番見るのはどんな種類の番組ですか(上位3種を選択)

回答内容	回答数	%	注: %は回答数／回答者数
ニュース	341	87.4%	
ドラマ	231	59.2%	
バラエティ	141	36.2%	
スポーツ	141	36.2%	
ドキュメンタリー	134	34.4%	
教養番組	63	16.2%	
その他	42	10.8%	
回答者数	390	100.0%	

テレビでどんな種類の番組を見るか(上位3種を選択)



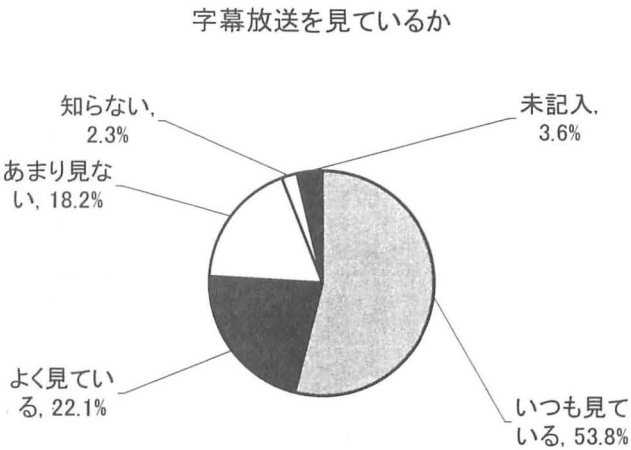
※年齢別のパーセンテージ (%は各年齢別の回答数／回答者数)

回答内容	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
ニュース	100.0%	87.5%	78.8%	84.3%	90.4%	88.5%
ドラマ	100.0%	37.5%	55.8%	67.5%	54.4%	63.5%
バラエティ	-	62.5%	53.8%	34.4%	28.0%	16.7%
スポーツ	-	12.5%	30.8%	22.9%	44.0%	46.9%
ドキュメンタリー	100.0%	31.3%	28.8%	31.3%	36.0%	35.4%
教養番組	-	18.8%	1.9%	9.6%	19.2%	19.8%

V.字幕放送の視聴について

問 字幕放送をしていますか

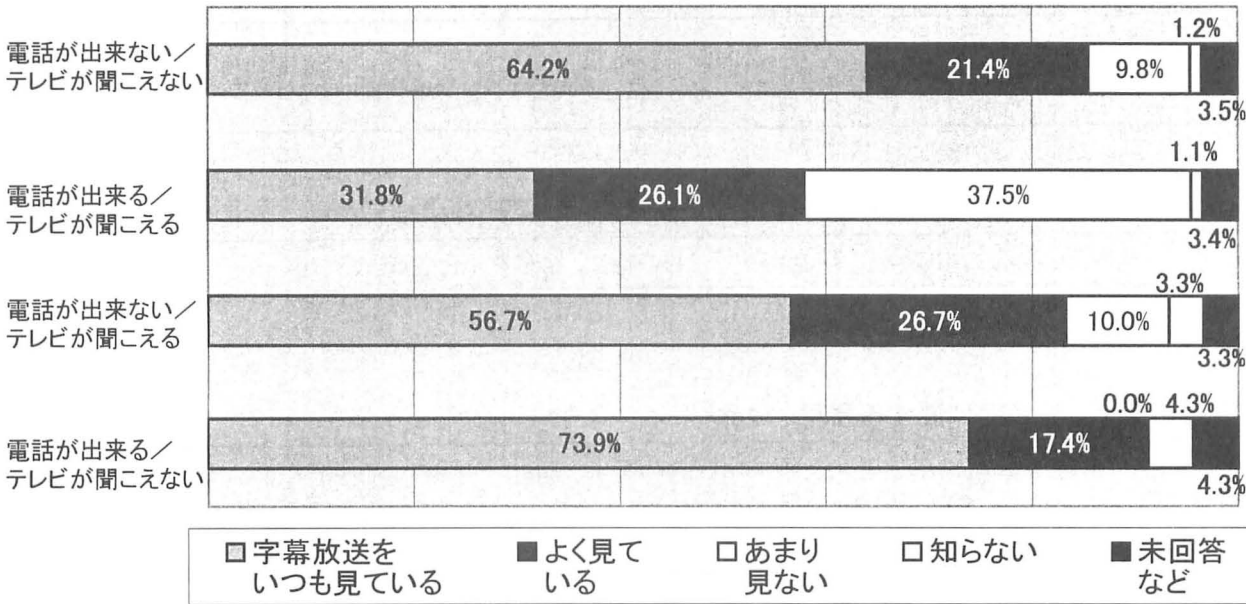
回答内容	回答数	%
いつも見ている	210	53.8%
よく見ている	86	22.1%
あまり見ない	71	18.2%
知らない	9	2.3%
未記入	14	3.6%
総計	390	100.0%



※電話・テレビの聞き取りと字幕放送の視聴の割合

回答内容	字幕放送をいつも見ている	よく見ている	あまり見ない	知らない	未回答など	計
電話が出来ない／テレビが聞こえない	64.2%	21.4%	9.8%	1.2%	3.5%	100.0%
電話が出来る／テレビが聞こえる	31.8%	26.1%	37.5%	1.1%	3.4%	100.0%
電話が出来ない／テレビが聞こえる	56.7%	26.7%	10.0%	3.3%	3.3%	100.0%
電話が出来る／テレビが聞こえない	73.9%	17.4%	0.0%	4.3%	4.3%	100.0%
未回答など	48.7%	18.4%	23.7%	5.3%	3.9%	100.0%
計	53.8%	22.1%	18.2%	2.3%	3.6%	100.0%

電話・テレビの聞き取りと字幕放送の視聴の割合



VI. 自由記述回答 まとめ

字幕番組を増やしてほしい 19件

この頃ナツカシの放送がありますが昔のでも字幕をセットしてくれたらいいのと思う私です。けっこう年取った人も多くなったし同意見の人がいるのではありませんか？

ドキュメンタリー教養番組には、もっと字幕を全部につけてほしい。

文字放送の拡大、充実を望みます。見たい番組はたくさんあるのに字幕が付かないばかりに見ないことが多いのです。
民放のドラマなどでは、本放送には字幕があっても再放送には字幕が付かないものが多いです。再放送しか見られないのに字幕がないのは残念です。それと、選挙の政見放送には是非字幕をつけて下さい。これは、基本的な権利だと思います。

選挙(一般、国、地方を問わず)政見放送に「字幕つき」の実現を要望します。著作権言々する輩が居ますが、立候補者が、論述した「政見」は、一人でも多くの有権者に読み、理解されたいとする事を望む筈であり、予め選管へ提出し、「字幕つき」化したものが、要約されていたとしても論旨を逸脱していないことを確認した(立候補者が)上であれば著作権は関係無い事。昨年(H19年)参院選で県選管VTR(字幕つきで無い物)を県難連へ貸し出したが、誰も(難聴者会員)見る者は居なかった。県選管は、要約筆記者をつけて・・・などと論じていたが、そんなことをするには、一定の時間・場所など制約を受け、基本的人権の侵害である。障害者差別である。と思う。

全ての番組に字幕を希望する 13件

内容がしっかりわかるように字幕があってほしい。他のことはそのあとです。デジタルテレビはすべての番組に字幕がつく機能があるんですよね。

聞こえないのですから、全部に字幕をつけて下さい。

特にNHKには全番組に字幕を付けていただきたい。

テレビは難聴者にとってただひとつ目で見る情報手段です。全放送に字幕をつけていただきたいです。米国など全放送に義務つけてあります。英文語は読めなかったけど。

特に生放送、ニュース、時事番組などに字幕が欲しい 13件

生放送にも極力字幕をつけてほしい。特にNHK、朝の8:30～生活ホット、夜7:30～クローズアップ現代等時流に適応したものには字幕付けを義務化してほしい。(注:「クローズアップ現代」に字幕を、との意見は8件あり)

・現状では、字幕放送が少なく、特にローカルニュースには付いていない。一番身近なローカルニュースがわからないのは困る。
・選挙時の公報に字幕が付けられない、候補者の話がわからないのは差別では？

ニュース速報や、国会の中継など、情報がすぐほしい時に、字幕をつけてほしいです。

字幕の配置、表示等に関する意見 12件

字幕が増え、テレビを楽しめるようになったことに対しては、感謝申し上げます。これから、デジタル化し、映像がきれいになっていくなら、字幕の配置を工夫していただきたいです。たとえば、世界遺産や日本の美しい映像に、また人物の顔(口もと)や表情を隠すような画面のまん中に字幕がくるのはいただけません。

見易い字幕放送を実施するようにしてもらいたい。色付きで読めない時あり。CMにも字幕を。
デジタルが始まって字幕放送が増えたのはすごく有難いですが、字幕を付ける場所が、映像の中央だったり、画面の重要な部分が消えるようなところだったりするので必要じゃない物から文句が出ます。読みにくならない程度に隅っこにつけて欲しいです。
デジタル化で、技術的には「大胆に要約した字幕」と「全く要約しない字幕」とか「日本手話による手話通訳映像」と「対応手話による手話通訳映像」といったものを同時に放送して、視聴者が最も見やすい環境を選ぶことができるようになっているはずだが、現実には「文字をもうちょっと大きく」「字幕は右側に縦書きで」「大画面を利用して字幕用の余白を確保しテロップとかさならないように」のような単純なことすら実現していない。もっと「デジタルであることの利点」をバリアフリーのために活用できるようにしてほしい。
文字放送が多くなって大変喜んでいますが。でも、変った人の名前、例えば「反町」(芸能人)さん等、読みが分からず、ずっと「はんまち」さんと思って健聴者の方と話をして話が合わず、いやな思いをしました。場所や人名等、変った読、めずらしい読みにはふりがなが欲しい。

字幕のタイミング等に関する意見 5件

録画放送の字幕について、画面と字幕をあわせてほしい。字幕が遅れると見にくいので。
リアルタイム字幕については、ニュース他、生放送だけにしてほしい。録画(収録)放送と思われる番組で、リアルタイム字幕の場合があるが、リアルタイム字幕だと、どうしても2〜3テンポ遅れて字幕が表示される。これだと、画面と字幕の乖離があり、番組を「楽しむ」ことができない。特にバラエティなどでは致命的だと思う。事前に字幕が用意できるものは事前に付与した形で放送してほしい。

その他の意見、要望

サブチャンネルの拡大でいつでも字幕放送が選べるように
オープンキャプションに聴覚障害者への配慮がない(例:何の音かの説明などが無い)。せっかくハイテクを歌っているわけですから、やはり、聴覚障害者用のキャプション、健常者用のキャプション、知的障害者用のキャプション、そして手話放送、解説放送なども、持ち前のハイテクで充実化すべきと思う。
デジタル放送になって、操作が複雑になって、使用できなくなるのではないかと心配です。まず第1に使用しやすいことをお願いしたいです。
字幕放送が増えたので、嬉しいです。
お金がかかる為現在のアナログでも良いと思う。収入が少ない為お金を使いたくない。／安いTVを作って下さい。
聴覚障害者は目で見えて知ることが一番重要です。テレビの買い替えの時など補助の対象にしてほしいです。障害年金のみでの生活には新しく大きな画面のテレビなどとても購入出来ないのが現実です。
デジタルテレビを購入しても、字幕が少なかったらもったいないと思う
デジタル放送のことがまだ良く解らないです／デジタル放送についてのパンフレットを配布してください

デジタル放送についてのアンケート

_____歳代 (男、女) _____都道府県

1. 聴力：電話が（出来る、出来ない） テレビが補聴器などで（聞こえる、聞こえない）
2. 毎日テレビを何時間視聴していますか。 _____時間くらい
3. テレビで一番見るのはどんな種類の番組ですか。上位3種を選択して下さい。
A 朝、昼、夕方、夜のニュース B 朝の連続ドラマ、夜のドラマなど
C クイズや娯楽等のバラエティ D 相撲、野球、オリンピックその他のスポーツ
E ドキュメンタリー F 教養番組 G その他
4. 字幕放送を見ていますか。
A いつも見ている B よく見ている C あまり見ない D 知らない
その理由は何でしょうか
5. 地上デジタル放送が始まっていることを知っていますか。 はい いいえ
6. アナログ放送は2011年7月で終了することを知っていますか。 はい いいえ
7. 地上デジタル放送を見るにはテレビやアンテナを買い替えるかアダプターを購入する必要があることを知っていますか。 はい いいえ
8. ご自分の見ているテレビは地上デジタルかアナログ放送か知っていますか。
はい いいえ
9. 携帯電話のテレビが地上デジタル放送（ワンセグ）であることを知っていますか。
はい いいえ
10. ワンセグテレビの見られる携帯電話を持っていますか。 はい いいえ
11. 地上デジタル放送で何を期待しますか。(複数選択 可)
A きれいな画質 B 大きな画面 C 移動時の視聴 D 字幕放送の拡大
E 手話放送の拡大 F 解説放送の拡大 G インターネットとの併用
12. 地上デジタル放送で、スイッチで見られる手話放送が実施できないのを知っていますか。
はい いいえ
13. 今の地上デジタル放送テレビではデジタル放送の解説放送が聞けないのは知っていますか。
はい いいえ
14. 地上デジタル放送を見るために1年以内にテレビを買い替える予定がありますか。
はい いいえ
15. テレビ放送のバリアフリーについて、ご意見があればお書き下さい。(別紙に)

ご協力、ありがとうございました。

障害者専用放送と情報アクセス支援のあり方に関する検討会

委員一覧

(順不同・敬称略)

団体名	役職	委員名
(福) 日本盲人会連合	情報部長	鈴木 孝幸
日本障害者協議会	理事	田中 徹二
(特) 全国視覚障害者情報提供施設協会	理事長	岩井 和彦
(福) 視覚障害者文化振興協会	常務理事	川越 利信
(特) C S 障害者放送統一機構	理事長	高田 英一
(財) 全日本ろうあ連盟	理事 手話通訳対策 部長・C S 放送担当	西滝 憲彦
(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	理事長	高岡 正
(特) 全国聴覚障害者情報提供施設協議会	事務局長	保住 進
(福) 全日本手をつなぐ育成会	副理事長	金子 健
浦和大学総合福祉学部	教授	寺島 彰
日本社会事業大学大学院	教授	植村 英晴

障害者専用放送と情報アクセス支援のあり方に関する検討会
報告書

発 行 平成 20 年 3 月
編集・発行人 (財) 日本障害者リハビリテーション協会
162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523
印 刷 (福) 東京コロニー コロニー中野

独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業